

尾 鷲 の 環 境

平成 2 9 年 度 版

平成 3 1 年 3 月

尾 鷲 市 環 境 課

目 次

第 I 章 尾鷲市の概況

第 1 節	市のあゆみ	1
第 2 節	自然条件	
1	位置及び地勢	3
2	植生	4
3	地質	5
4	気候	5
第 3 節	社会的・経済的条件	
1	人口・世帯	6
2	就業構造	7
第 4 節	環境の現状と課題	
1	自然環境	8
2	生活環境	9

第 II 章 環境行政の概要

第 1 節	環境行政の概要	
1	環境施策	10
2	環境課の業務内容	11
第 2 節	環境の保全施策の推進	
1	自然環境の保全と活用	12
2	生活環境の保全と汚染防止	12
3	生活排水処理施設の整備	12
4	循環型社会の実現	13
5	環境啓発活動の推進	13

第Ⅲ章 環境の現況と対策

第1節 環境の現況

1	大気汚染	・ ・ ・ ・ ・	14
2	水質汚濁	・ ・ ・ ・ ・	20
3	騒音・振動	・ ・ ・ ・ ・	29
4	悪臭	・ ・ ・ ・ ・	38
5	公害苦情	・ ・ ・ ・ ・	40

第2節 公害防止対策の推進

1	公害防止協定	・ ・ ・ ・ ・	41
2	大気汚染に係る緊急時の措置	・ ・ ・ ・ ・	41
3	特定施設	・ ・ ・ ・ ・	42

第Ⅳ章 環境保全に係る啓発など

第1節	環境月間記念行事	・ ・ ・ ・ ・	44
-----	----------	-----------	----

第2節	水生生物調査	・ ・ ・ ・ ・	45
-----	--------	-----------	----

環境行政のあゆみ	・ ・ ・ ・ ・	47
----------	-----------	----

第 I 章 尾鷲市の概況

第 1 節 市のあゆみ

本市は、紀伊半島・東紀州地域の中央に位置し、三方が山に囲まれ、東側が熊野灘に臨んでいます。海岸線は陸地が沈降し、海水が侵入して形成された典型的なリアス式海岸で、尾鷲湾や賀田湾など多数の湾が入り組み、自然の良港を形成しています。

江戸時代には林業、漁業が盛んで、この良港を活かし、江戸へ、大阪へ回船が行き来しました。また、陸路はかつて熊野信仰の道として、伊勢参宮を終えた旅人や西国三十三所めぐりの巡礼たちが辿った東熊野街道（この街道は平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道（熊野古道）」として世界遺産に登録されました。）が現存しています。

林業においては約 380 年前から始まったとされており、「ヒノキの芯持ち柱材」生産を主体とした伝統的な密植集約施業により、年輪が緻密で光沢のよい高品質材である「尾鷲ヒノキ」の産地として知られています。

古来より本市は、自然と共存しながら繁栄を続け、昭和 29 年（1954 年）6 月に尾鷲町、須賀利村、九鬼村、北輪内村、南輪内村が合併し市制を施行、当時の人口は 33,188 人、世帯数 7,330 で、新市名を尾鷲（おわせ）と呼称して現在に至っています。

昭和 30 年代後半には、火力発電所関係の石油コンビナート工業で栄えましたが、その後、林業・漁業の減衰とともに、地域の人口も減少の一途をたどっています。

平成 15 年 6 月には、尾鷲林業の今後の活性化に向け行政が率先して手本となるよう、F S C 理念による森林管理の推進と尾鷲林業の活性化を目的として、F S C の認証を取得しました。

平成 18 年 4 月には、市内古江町に海洋深層水総合交流施設・分水施設「アクアステーション」を整備し、水産業をはじめ様々な産業への利用を促進し地域の活性化に取り組んでいます。

平成 19 年 2 月には熊野古道及び周辺の自然・歴史・文化等の情報拠点として、三重県立熊野古道センターがオープン、続いて平成 19 年 4 月 28 日には同センターに隣接して夢古道おわせ（地場特産品情報交流センター）が、翌年の平成 20 年 4 月 11 日には夢古道おわせに併設した「夢古道の湯」がオープンしました。

平成 22 年 4 月 25 日には古江小学校講堂跡に「地震・津波観測監視システム（DONET）」陸上局が完成し、「防災教育・人材育成のための地域拠点」として活用されています。

また、平成 25 年 9 月 29 日には熊野尾鷲道路Ⅰ期工事（尾鷲南 IC～熊野大泊 IC）が完成し、平成 26 年 3 月 30 日には紀勢自動車道の全線（尾鷲北 IC～勢和多気 JCT）が開通しました。現在は、熊野尾鷲道路Ⅱ期工事（尾鷲北 IC～尾鷲南 IC）に着手しており、南海トラフ巨大地震時における広域的防災に資する道路ネットワークの強化が期待されます。

これらの施設整備を契機に一層の地域産業の活性化、交流人口の増加が期待されています。

このような状況のなか、本市においては将来都市像を実現するための重点的な取り組みとして「おわせ人(びと)づくり」を位置付けてさまざまな施策の推進に取り組んでいます。

21 世紀は、「人間の世紀」、「環境の世紀」ともいわれ、環境に対する人々の関心が高まるなか、恵み豊かな資源を守り、自然豊かな環境を将来の世代に継承していくことは、私たちに課せられた責務であり、環境に負荷の少ない社会づくりに取り組んでいきます。



地震・津波観測監視システム
（DONET）陸上局

第 2 節 自然条件

1 位置及び地勢

本市は、三重県南部の東紀州地域の中央に位置し、東西の距離 21 km、南北の距離 19 km で、総面積は 192.71km² におよびます。

北は北牟婁郡紀北町に、南は矢ノ川峠を境に熊野市に、西は大台ヶ原山系を控えて奈良県に接し、東は黒潮おどる雄大な太平洋（熊野灘）を臨んでいます。

海岸線は陸地が沈降し、海水が侵入して形成された典型的なリアス式海岸で、南北の直線距離はわずか 19 km ですが、その延長は約 100 km にも達し、尾鷲湾をはじめ多数の湾が入り組み、自然の良港を形成しています。

総面積の約 92% が山林で、平坦地が極めて少なく集落は湾奥の小低地に位置しています。



尾鷲地区の全景

[位 置] 市役所の位置

北緯 34 度 04 分 15 東経 136 度 11 分 28

[主 な 山]

海拔最高点は、川原木屋女王の滝西方約 2 km の地点（県境）にある三角点で、
標高 1,150.3m です。

高 峰 山 1,044.8m、 椽 山 1,008.6m、 亥ヶ谷山 688.5m

八 鬼 山 627.6m、 便 石 山 598.9m、 天狗倉山 522.0m

[主な河川]

尾鷲湾に注ぐ矢ノ川、中川、北川と、賀田湾に注ぐ沓川（名柄川）、八十川、
古川、隣接する紀北町へ流れる又口川がありますが、いずれも流域の小さい
中小河川です。

（河川法適用河川延長）

又口川 8,675m、古 川 4,690m、矢ノ川 4,100m、

中 川 3,927m、沓 川 1,000m、北 川 780m、八十川 695m

2 植生

市域面積の約 92% を占める山林のうち、約 6 割がヒノキ・スギなどの針葉樹の人工林となっているほか、沿岸部には暖地特有の常緑広葉樹が自生し、魚付保安林などとして保護されています。

また、沿岸部の吉野熊野国立公園指定区域を中心とする地域は、南海型の温暖多湿な気候の影響を受け、亜熱帯性のシダ植物が自生しています。



ヒノキとシダ

3 地質

地質は、新生代第三紀中新世以降に噴出したといわれる熊野酸性岩（黒雲母花崗斑岩）が最も多く、市域の76%を占める広い範囲に分布しているほか、尾鷲湾東部などには中生代ジュラ紀から白亜紀のものと推定される四万十層群（砂岩、頁岩、チャートなどの互層からなっている。）があり、市域の22%を占めています。

また、尾鷲湾南部の海岸沿いには、新生代第三紀中新世尾鷲層群（砂岩、シルト岩など）が見られます。

4 気候

本市は、年間を通じて温暖多湿な南海型の気候となっています。

特に雨の多いことでは全国的にも有名で、年間降水量は約4,000mmを記録しています。しかし、一時に大量に降水する特性であるため、晴天日数などは他地域と同程度です。降雪は厳冬期にまれにみられますが、積雪することはほとんどありません。

表-1.2.4.1 気象年表

平成29年4月～平成30年3月

月	降水量(mm)		気温(℃)			湿度(%)		風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	日平均	日最高	日最低	平均	最小	平均風速	最大風速		
									風速	風向	
4	303.5	124	14.8	19.9	9.8	68	14	2.2	10.9	西	176.8
5	141	64.5	19.3	23.8	14.8	73	19	2.3	7.8	北東	212.3
6	339	219.5	21.4	25.8	17.3	73	18	2.3	9.7	北西	180.4
7	335	144	26.4	30.4	23.5	84	48	2	7	西南西	146
8	627.5	280.5	27.2	31.2	24.2	81	26	2.1	12.5	南南東	157.6
9	464.5	231	23.4	28.1	19.6	74	27	2.1	15.3	南南東	137.8
10	1458.5	586.5	18.5	22.2	15.4	82	28	2	11.5	西北西	83.3
11	61	35.5	12.8	17.9	8	69	23	2.1	10.1	西	174.4
12	95.5	93	7.2	12.4	2.5	56	22	2.6	11.6	西北西	187.8
1	98.5	42.5	5.7	10.6	1.3	57	19	2.6	11.5	西	194.9
2	81.5	56.5	6.1	11.5	1.4	55	12	2.7	13.3	西	184.6
3	444	172.5	11.9	17	6.8	67	8	2.6	19.2	西	220.7

資料：津地方気象台

第3節 社会的・経済的条件

1 人口・世帯

市制施行後の昭和30年に33,343人あった本市の人口は、その後、進学、就職による若年層の流出や地元の雇用力の低下などにより、昭和35年頃をピークに減少を続け、平成22年には20,033人と率にして42.0%減少しています。

また、人口の減少とは逆に、核家族化に伴い世帯数は増加傾向にありましたが、平成2年に減少に転じています。世帯人員については、昭和55年以降3人を下回り、平成22年には2.17人と昭和30年と比べ約半分になっています。

表-1.3.1.1 人口・世帯数の推移

区 分	各年10月1日現在 総 人 口 (人)			総世帯数 (世帯)	一世帯当たり 人員 (人)
		男	女		
昭和30年	33,343	16,374	16,969	7,578	4.40
昭和35年	34,534	17,352	17,182	8,396	4.11
昭和40年	34,019	16,574	17,445	9,302	3.66
昭和45年	31,562	15,016	16,546	9,490	3.33
昭和50年	31,797	15,236	16,561	10,102	3.15
昭和55年	31,348	14,953	16,395	10,605	2.96
昭和60年	29,741	14,120	15,621	10,733	2.77
平成2年	27,114	12,750	14,364	10,397	2.61
平成7年	25,258	11,871	13,387	10,331	2.44
平成12年	23,683	11,107	12,576	10,193	2.32
平成17年	22,103	10,410	11,693	9,792	2.26
平成22年	20,033	9,353	10,680	9,219	2.17
平成27年	18,009	8,382	9,627	8,660	2.08

資料：国勢調査（昭和30～平成27）

2 就業構造

昭和 55 年から平成 27 年までの間に、本市の就業構造に大きな変化はみられません。本市では従来から第 3 次産業の占める割合が大きく、平成 27 年には総就業者数の約 7 割を占めるに至っています。

逆に、第 1 次産業の就業者数は年々減少を続け、総就業者数の 1 割以下にまで激減しています。

また、人口の減少に伴う総就業者の大幅な減少がみられます。

平成 27 年は全般に第 3 次産業の割合が増え、第 1 次・第 2 次産業の割合が減少しています。

表-1.3.2.1 産業別就業者数（15 歳以上）の推移

産業分類		単位：人 各年10月1日現在					
		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
		従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
総 数		12,319	100.0	10,988	100.0	10,105	100.0
第 1 次	農 業	111	0.9	66	0.6	143	1.4
	林 業	144	1.2	79	0.7	61	0.6
	漁 業	836	6.8	584	5.3	494	4.9
第 2 次	鉱 業	136	1.1	157	1.4	60	0.6
	建 設 業	1,347	10.9	1,208	11.0	1,107	11.0
	製 造 業	1,950	15.8	1,446	13.2	1,075	10.6
第 3 次	電気・ガス・水道業	232	1.9	198	1.8	125	1.2
	情報通信業						
	運輸・通信業	697	5.7	591	5.4	383	3.8
	卸・小売業	2,779	22.6	2,510	22.8	1,964	19.4
	金融・保険業	327	2.6	280	2.5	276	2.7
	不動産業	35	0.3	28	0.3	32	0.3
	学術研究、専門・技術サービス業						
	宿泊業、飲食サービス業						
	生活関連サービス業、娯楽業						
	教育、学習支援業						
	医療、福祉						
	複合サービス事業						
	サービス業	3,070	24.9	3,156	28.7	3,660	36.2
分 類 不 能	公 務	645	5.2	672	6.1	711	7.0
	分類不能の産業	10	0.1	13	0.1	14	0.1

●第 1 次産業	1,091	8.9	729	6.6	698	6.9	591	6.6	522	6.4
●第 2 次産業	3,433	27.9	2,811	25.6	2,242	22.2	1,823	20.5	1,582	19.4
●第 3 次産業	7785	63.2	7435	67.7	7151	70.8	6330	71.1	5995	73.5
●分類不能の産業	10	0.1	13	0.1	14	0.1	156	1.8	60	0.7

※平成22年より産業分類が細分化

資料：国勢調査

第4節 環境の現状と課題

私達を取りまく環境は、自動車交通、生活排水、ごみの排出等における市民のライフスタイルの変化により環境への負荷量が増大していることや、土地利用・産業構造の変化、社会基盤の整備等に伴い自然の質が少しずつ変化してきています。

このような状況は本市のみならず、我が国における今日の環境問題の特徴でもあり、環境の複雑な関連性、地球規模の広がりや長期的影響の出現等とともに、今日の環境問題が解決しにくい理由の一つとされています。

今日私たちが抱える環境問題の多くは、市民一人ひとりの理解と協力なくしては対処することができません。私達の子や孫の世代に負の遺産を引き継いでしまうことのないよう、この問題をみんなで考え、自分達のものとして受け止め、実現に向けた具体的な行動につなげていくことが求められています。

本市では、豊かな自然環境及び生活環境の保全並びに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保を目的に、平成11年7月、「尾鷲市環境基本条例」を制定・施行していますが、平成15年3月には本条例の基本理念の実現をめざし、環境保全のマスタープランとして「尾鷲市環境基本計画」を策定しました。

1 自然環境

本市は、市域の92%以上が山林に覆われ、また、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、美しく豊かな自然環境に恵まれています。

森林は木材など林産物の供給のほか、水源の涵養、山地災害の防止、自然環境の形成などの機能により生活の基盤として重要な役割を果たしてきました。現在においても、その多くは適正な管理のもと健全な森林形成がなされていますが、近年の木材状況や林業の後継者不足等の要因から、一部の林地では管理がなされず放置されるものも増加しています。これらの林地は野鳥や昆虫などさまざまな生物の生息



熊野古道

環境として極めて重要な自然環境であり、その保全が大きな課題となっています。

また、河川や海岸ではごみのポイ捨てや不法投棄、水質の悪化などが問題となっており、それら問題への対応をさらに進めるとともに、コンクリートなどで覆われてしまった河川や海岸などの水際を生物の生息しやすい自然型護岸等へ改善することが求められています。

2 生活環境

工場や事業場などの事業活動や生活様式の多様化から引き起こされる、悪臭や騒音、河川・海域などの公共用水域の水質汚濁、地下水や大気汚染、廃棄物の不法投棄などに伴う生活環境の悪化などが近年社会問題化しています。本市においては、環境基準は確保されているものの、今後も「人の健康の保護に関する環境基準」に基づき、環境の保全を図っていきます。

また、宅地開発やリゾート開発計画などに伴う景観保全や、町並みの保存・形成などの都市景観の創造と自然環境の回復への取り組みが期待されているなど、今後、環境保全に係る総合的な取り組みを実施する体制の強化が求められています。



桁の森(賀田)

八十川(三木里)

第Ⅱ章 環境行政の概要

第1節 環境行政の概要

1 環境施策

近年、市民の環境に対する関心は、生活水準の向上や自然保護気運の高まりとともに強まっており、快適な環境を保全し、環境破壊を防止するための環境行政の充実が求められています。また、東日本大震災の教訓から、災害が脅かす環境リスクに対する軽減策(防災)についても取り組んでいく必要があります。

本市の環境保全施策は、事業活動や生活様式の多様化に伴う、大気汚染や、水質汚濁、悪臭、騒音、振動などに関する調査・監視と指導の徹底や、ごみ減量や資源回収など廃棄物対策の充実が求められています。

また、地球温暖化の顕著化、生物多様性の損失などの社会的に重要な問題や、予想される災害時に発生するがれきの処理計画の策定など、複雑多様化する課題に対応するため、庁内の横断的な調整や関係機関との連携が重要となっています。

そのため本市では、平成25年3月に環境基本計画の改定をおこない、総合計画、都市計画マスタープラン、エネルギー政策あるいは防災計画などの社会政策と関連した環境づくり施策の見直しを行いました。

(取組み方針)

環境汚染を未然に防止し、快適で安全な環境づくりを進めるため、関係機関との連携のもと、さまざまな環境問題に対する調査・研究を積極的に進めるとともに、事業所などに対する適切な指導・助言を行い、公害の発生防止に努めます。

また、都市・生活型公害問題はもとより、地球環境問題などあらゆる環境問題と人間との関わりについて市民一人ひとりの理解と認識を深め環境保全意識の高揚を図るための施策を講じます。



尾鷲市役所

2 環境課環境係の業務内容

1) 機構



(平成30年4月1日現在)

2) 業務

環境係

- (ア) 環境、工場、事業場等の監視、調査、施策に係る企画及び調整に関すること。
- (イ) 大気、水質、騒音及び悪臭等に係る環境監視、調査に関すること。
- (ウ) 工場、事業場等の大気、水質、騒音及び悪臭等に係る監視、指導に関すること。
- (エ) 公害防止協定に関すること。
- (オ) 環境問題に係る相談、指導に関すること。
- (カ) 環境関係法令に基づく届出等に関すること。
- (キ) 環境保全思想の普及・啓発に関すること。
- (ク) 環境保全に係る補助金等に関すること。
- (ケ) 環境行政に係る審議会及び協議会に関すること。
- (コ) 環境政策、管理に係る企画及び総合調整に関すること。
- (サ) 一般廃棄物処理、処分に係る企画に関すること。
- (シ) ごみ減量化の促進及び普及・啓発に関すること。
- (ス) 一般廃棄物処理業等の許可及び指導に関すること。
- (セ) 一般廃棄物処理に係る委託に関すること。
- (ソ) その他一般廃棄物に関すること。
- (タ) その他の係に属さない業務に関すること。

第2節 環境の保全施策の推進

1 自然環境の保全と活用

地域の環境保全施策の基本となる「環境基本条例」を平成11年7月1日に施行し、豊かな自然環境の保全及び適正な活用に努めるとともに、日常生活から生じる生活排水・ごみなどについて減量化対策を含めた全般的な環境保全に対する意識の高揚を図り、快適で、かつ環境への負担の少ない持続的発展が可能な環境づくりを進めます。

2 生活環境の保全と汚染防止

環境汚染を未然に防止し、快適で安全な環境づくりを進めるため、環境問題に対する調査・研究を積極的に進めるとともに、事業所などに対する適切な指導・助言を行い、公害の発生防止に努めます。

また、都市・生活型公害問題はもとより、地球環境問題などあらゆる環境問題と人間との関わりについて、市民一人ひとりの理解と認識を深め、環境保全意識の高揚を図るための施策を講じます。

3 生活排水処理施設の整備

本市の多くの家庭では単独浄化槽（し尿のみ処理）を設置しており、未処理の生活雑排水が公共用水域へと流出しています。

このため、生活排水の処理については、「生活排水処理基本計画」に基づいて、公共下水道と同等の処理能力を有する合併処理浄化槽の設置に補助金を交付し、普及を促進してきました。

また、平成26年4月より、既設の単独処理浄化槽の撤去費用に関する補助金及び、単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換される場合の配管費用に関する補助金を新設し、一層の転換促進に努めております。

4 循環型社会の実現

ごみ減量、再資源化に対する市民や事業者の意識の高揚を図り、出来る限りごみの排出抑制をし、一般廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づいて適正な処理を推進します。また、事業系一般廃棄物については、適正処理に対する啓発強化に努めます。

一方、し尿処理対策については、平成 18 年 12 月より陸上処理施設「尾鷲市クリーンセンター」において、家庭などから収集されたし尿や浄化槽汚泥の処理を行っており、処理過程で発生した脱水汚泥を乾燥させ、有効な有機肥料成分として資源化再利用しています。

また、平成 21 年 9 月 1 日より市内のスーパー等でのレジ袋の有料化を実施し、平成 24 年 2 月には尾鷲市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、平成 25 年度から指定ごみ袋制度の導入による可燃収集ごみの有料化を開始、市民・事業者・行政が一体で取り組むことによるごみの減量化を推進しています。

5 環境啓発活動の推進

市民の環境保全思想の普及・啓発を図るため、環境月間、水生生物調査等の環境教育事業や広報活動を推進し、市民が一体となった環境保全活動及び環境美化活動が展開される地域づくりを進めるとともに、「おわせ」を感じる景観の保全及び創生を図ります。

また、環境教育に関する講習会を開催し、生活排水・ごみ減量化等の対策を積極的に推進するなど、環境保全及び創生に関する教育並びに学習の推進を図ります。



尾鷲市
クリーンセンター

第Ⅲ章 環境の現況と対策

第 1 節 環境の現況

1 大気汚染

大気汚染は、私たちが社会活動を行うことに伴って引き起こされます。その主な原因としては、工場などが生産活動を行う際に大気汚染物質が排出される場合と物流や人流など自動車の使用によって大気汚染物質が排出される場合があります。

現在、自動車(特にディーゼル車)から排出される二酸化窒素(NO_2)及び浮遊粒子状物質(SPM)による大気汚染が問題となっています。

また、平成 21 年 9 月に環境基準(長期基準: 1 年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 短期基準: 日平均の 98%タイル値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$) が設定された微小粒子状物質(PM2.5)は、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

尾鷲市においても三重県内 22 ヶ所の測定局のうち 1 か所以上で、PM2.5 の濃度が「午前 7 時から午後 5 時までの間に、直前 3 時間の 1 時間値の平均が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合」又は「午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合」は、暫定指針値(日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えると予測されるため、市民の皆さんに防災無線・防災メール等による「注意喚起」を行います。

なお、尾鷲市内の PM2.5 測定局は尾鷲県職員公舎(尾鷲市宮ノ上町)にて三重県による測定が行われています。

本市では、一般環境大気測定局での二酸化硫黄(SO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、窒素酸化物(NO_x)などの自動測定と、その他大気調査として酸性雨、降下ばいじんなどの測定を行っています。

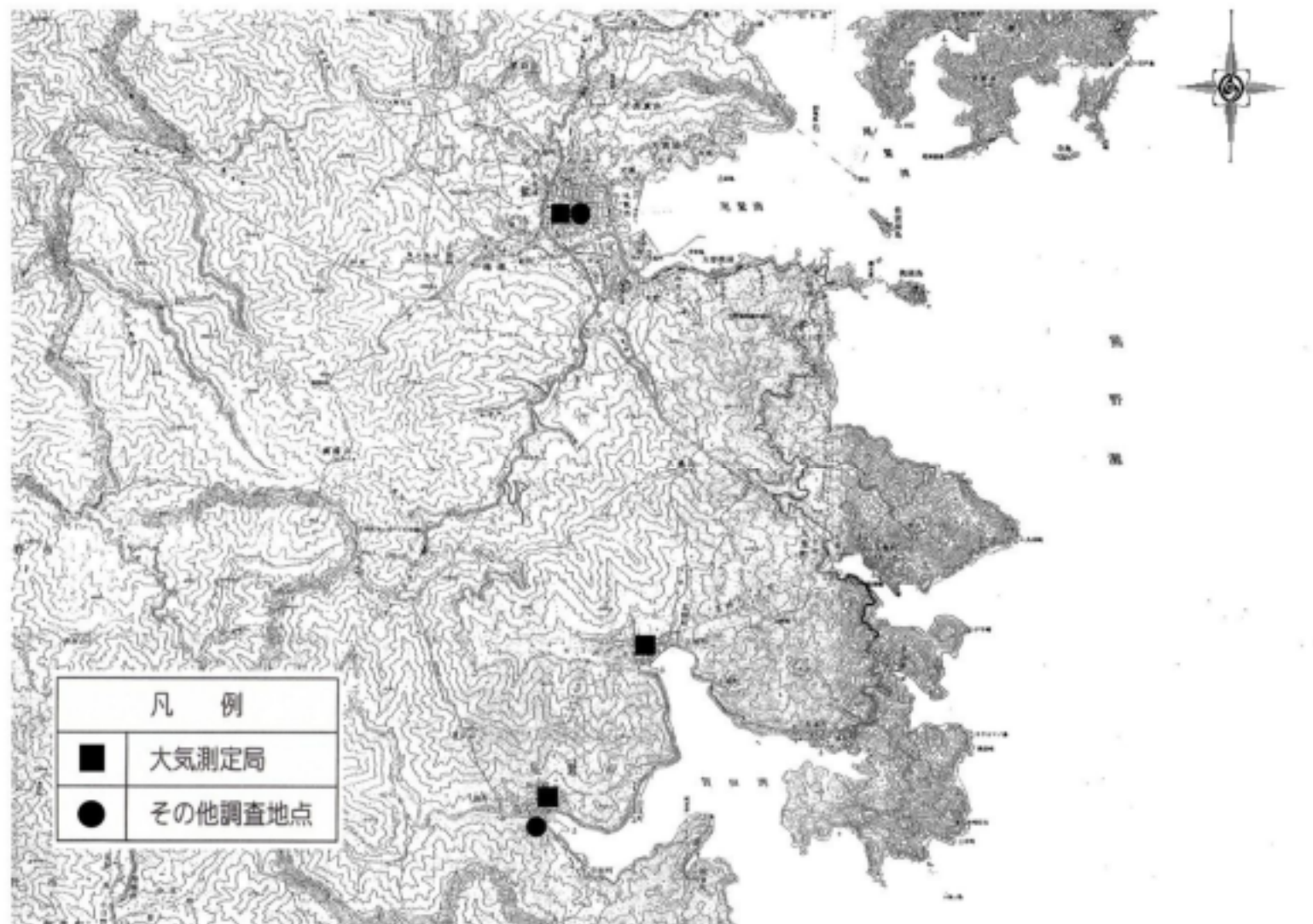


図-3.1.1.1 大気環境調査地点

（１）大気汚染に係る環境基準

環境基本法第 16 条の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、表-3.1.1.1 に示すとおりです。

また、三重県では大気の汚染に係る環境保全目標を定めており、その項目、目標値は表-3.1.1.2 に示すとおりです。

表-3.1.1.1 環境基準

物質	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量がえられる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法

表-3.1.1.2 環境保全目標（三重県）

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素
環境保全目標	年平均値が、0.017ppm 以下であること。	年平均値が、0.02ppm 以下であること。

（２）大気汚染の現況

平成 29 年度における大気汚染の状況は、一般環境大気測定局の測定結果でみると、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)については環境基準を達成しており、引き続き良好な状態を保っています。また、浮遊粒子状物質(SPM)については、全国的に達



成が難しい状況ですが、平成 29 年度の測定結果では、環境基準を達成しています。

また、その他大気環境については引き続き横ばいで推移していますが、降水の pH については、全国的な傾向と同様、本市においても酸性化の傾向がみられます。

以上のように、本市の大気汚染の状況はおおむね良好な状態を保っていると言えます。

表-3.1.1.3 測定局の環境基準の達成状況

平成29年度 (2017.4～2018.3)

	尾鷲市役所	三木里	賀 田
二酸化硫黄	○	○	○
二酸化窒素	○	○	○
浮遊粒子状物質	○		

(3) 大気質調査結果

ア. 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、石油などの硫黄を含んだ燃料が燃えることによって発生する物質です。この物質は人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたり、また酸性雨の原因になったりします。

高度成長期には化石燃料の大量消費により二酸化硫黄による汚染が急速に進行しましたが、排出規制や低硫黄分燃料の使用などの対策により、汚染は大幅に改善されました。

本市では全局で環境基準の 0.04ppm を大きく下回っています。

なお、29 年度の各測定局の年平均値は、尾鷲市役所では 0.000ppm、賀田・三木里では 0.003ppm と経年的には横ばいで推移しています。

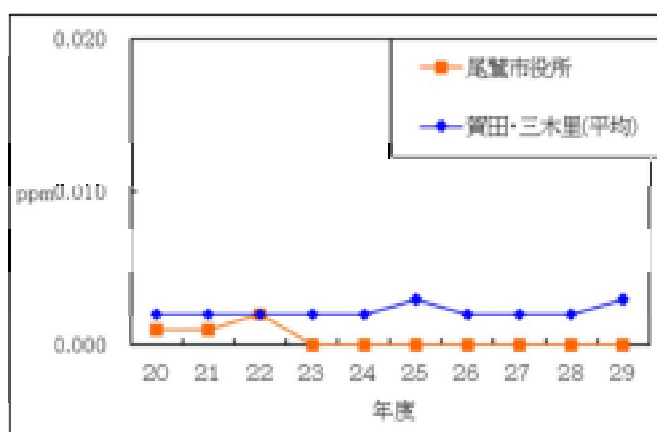


図-3.1.1.2 二酸化硫黄の経年変化

イ．浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、空気中に浮遊する粒子のうち大きさが $10\mu\text{m}$ (0.000001mm) 以下のものをいいます。発生源は工場からのばいじん、自動車の排ガスなどがあります。

全国的に環境基準の達成率は低いのですが、本市においては市役所局において基準を達成しております。

ウ．二酸化窒素 (NO_2)

二酸化窒素などの窒素酸化物は、燃焼に伴い、燃料や空気中の窒素が酸化されることによって発生します。この二酸化窒素は、呼吸器に影響を与えるだけでなく光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなります。発生原因が広範囲であるため対策が難しく、二酸化硫黄のような著しい改善はみられません。

本市においては、環境基準及び三重県の目標値は達成していますが、交通量が増大する朝夕には濃度が高くなっており、自動車排ガスの影響が懸念されます。ちなみに、自動車排ガスの影響を受けやすい中心部と幹線道路沿いで高くなっています。

29年度の各測定局の年平均値は、それぞれ $0.001\sim 0.002\text{ppm}$ です。

窒素酸化物の削減は、大気保全の重要な課題であり、工場等の規制、自動車排ガスの規制以外に、自動車使用の自粛など私たちの生活様式の見直しも必要です。

エ．風向・風速

本市の市街地域は、東側に開けた東西方向の大きな谷間に位置しているため、この地形に沿った東西方向の風が多くなっています。

また、風速は山地の影響により弱くなっています。

オ．降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中に浮遊しているばい煙や粉じんなどが自重や雨の作用によって地上に落ちたものをいいます。

本市の降下ばいじん総量は、経年的には横ばいで推移しています。



大気環境測定器



テレメーター室



2 水質汚濁

水質汚濁は、工業・農業などの事業活動や家庭生活など人の活動に伴う排水によって、河川・湖沼や海域などの公共用水域や地下水が汚染され、水道用水・工業用水・農業用水等の水利用に支障をきたしたり、悪臭の発生など人の健康や生活環境に影響をおよぼします。

本市では、公共用水域の汚濁状況を把握するために、河川・下水路・海域で水質調査を行っています。

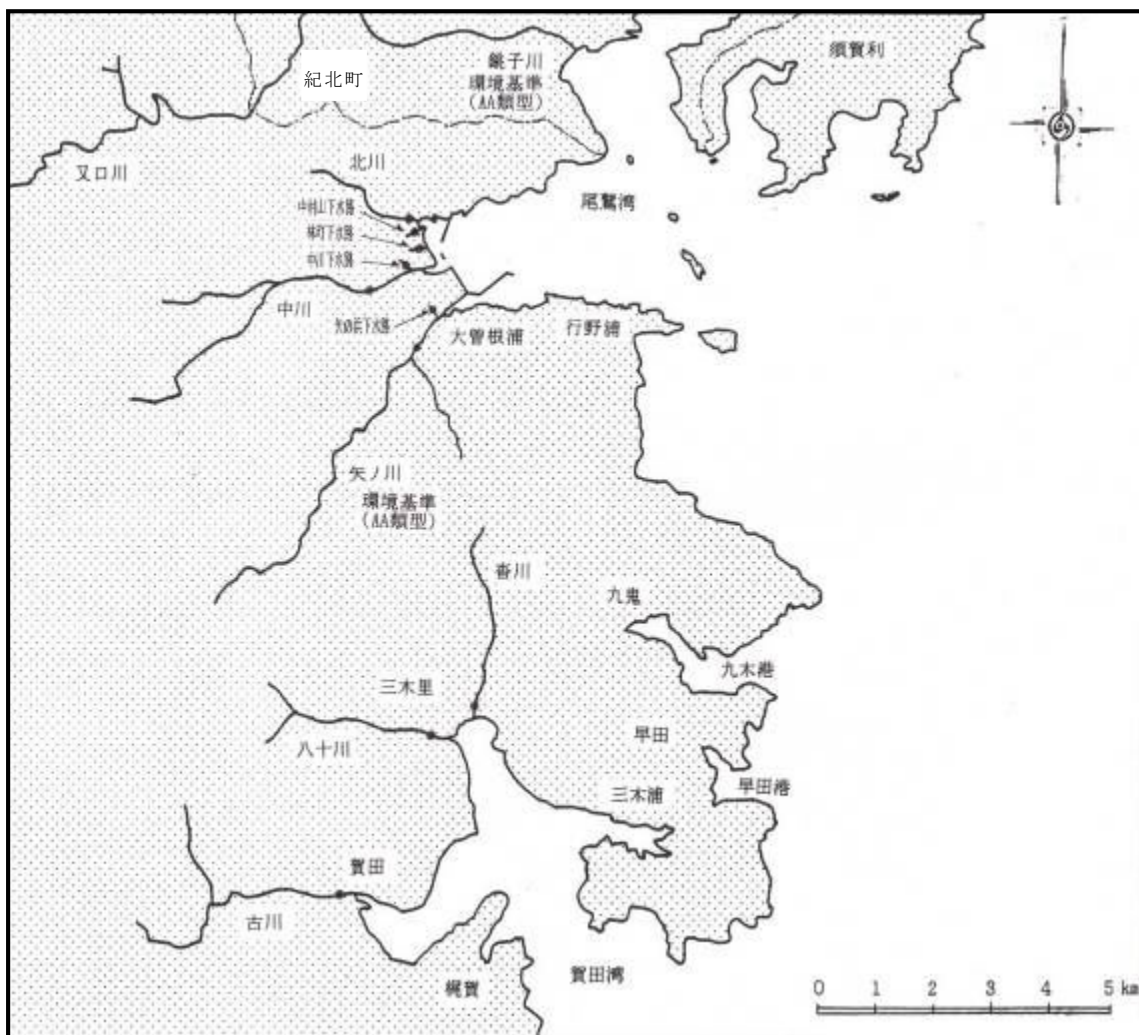


図-3.1.2.1 公共用水域調査測点（河川・下水路）

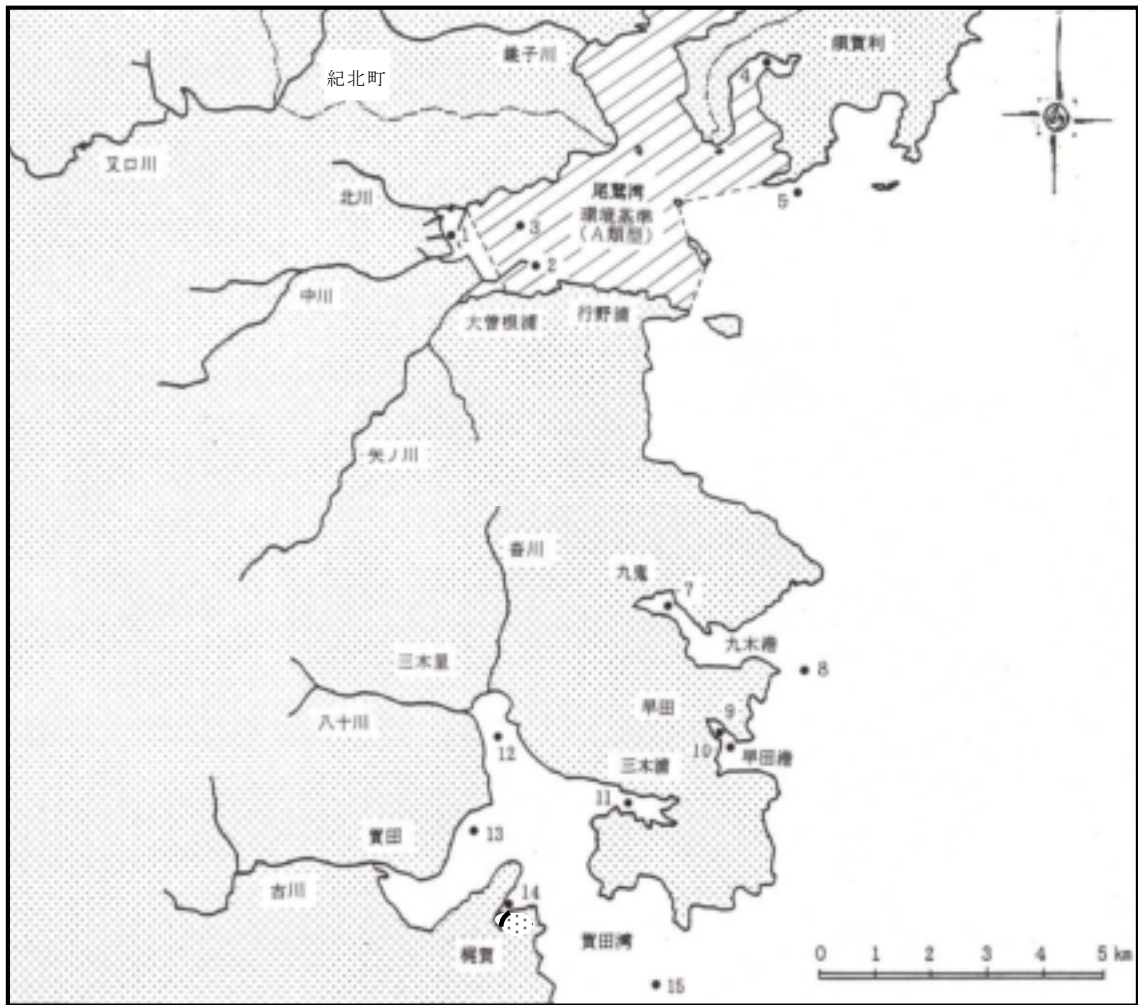


図-3.1.2.2 公共用水域調査測点（海域）

尾鷲湾



尾鷲港

調査測点一覧

測 点測定項目		海 域				河 川						下 水 路				
		尾鷲湾	九木港	早田港	賀田湾	北川	中川	矢ノ川	又口川	沓川	八十川	古川	中村山	林町	中川	矢ノ浜
一般項目	流量					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水温	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	透視度	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	pH	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	DO	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	SS					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	COD	◎	○	○	○	○						○	○	○	○	○
	BOD					○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	塩化物イオン	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特殊項目	大腸菌群数	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	窒素化合物	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	リン化合物	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	界面活性剤	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	油分					●						●	●	●	●	●

(注)測定頻度 ◎ 月1回 ○ 年4回 ● 年1回



(1) 環境基準

公共用水域の水質については、利水目的に応じた水質の確保や生活環境を守ることを目的として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。環境基準は、人の健康を守るために維持することが望ましい基準（健康項目）と、生活を守るために維持することが望ましい基準（生活環境項目）の2つからなっています。

健康項目はすべての公共用水域に適用されますが、生活環境項目については、河川・湖沼・海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれ水域別に環境基準が定められています。

地下水については、平成9年3月13日に水質汚濁に係る環境基準が設定されています。

表-3.1.2.1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基 準 値	項 目 名	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
クロム（六価）	0.05 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
ヒ素	0.01 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	ふ っ 素	0.8 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	ほ う 素	1 mg/ℓ以下

表-3. 1. 2. 2 生活環境の保全に関する環境基準〔河川（湖沼を除く）〕

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物質 量 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌 群 数
AA	水道 1 級、自然環境保全および A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴および B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN /100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、および C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN /100ml 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級、および D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水および E 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.5 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が 認められ ないこと	2mg/ℓ 以上	—

- 注) (1) 基準値は日間平均値とする。(以下同じ)
- (2) 利用目的の適応性は次による。
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 - " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- (3) 農業用利水点については、PH 6.0 以上、7.5 以下、DO は 5mg/l 以上とする。

表-3.1.2.3 生活環境の保全に関する環境基準〔海域〕

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌 群 数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN /100ml 以下	検 出 さ れ ないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検 出 さ れ ないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（２）公共用水域の水質汚濁の現況

本市の公共用水域は二級河川7水系32河川、単独水系36河川と海岸線約100kmで構成され、市内を流れる河川はすべて熊野灘に流入しています。水質汚濁に係る環境基準の類型指定は昭和50年4月11日に矢ノ川全域がAA類型に、海域では尾鷲湾の一部を除く水域がA類型に指定されています。

市内の公共用水域は環境基準（生活環境項目）未指定水域が多いため、それらの水域を含めて水質調査を実施しています。

平成29年度における公共用水域の水質は以下に示すとおりです。

(3) 水質調査結果

ア. 河川

河川水質調査は、水域類型指定されている矢の川を含め、7つの河川で行っています。平成29年度の河川の水質調査結果(生活環境項目)は表-3.1.2.4に示すとおりです。

公共用水域の水質汚濁では、生活排水などによる有機性汚濁が大きな問題となっています。河川の代表的な有機性汚濁の指標であるBODは、有機物が微生物によって分解される時に酸素が消費されることを利用して、水中の酸素量の変化から有機物の量を把握するもので、BODの値が高くなるほど汚れていることになります。



矢ノ川

表-3.1.2.4 河川水質調査結果

項目 測点	流量 m ³ /日	透視度 cm	PH	DO mg/l	SS mg/l	BOD mg/l	大腸菌群数 個/100ml	油分 mg/l	TN mg/l	TP mg/l	界面活性剤 mg/l
又口川	83,500	30	7.1	9.7	0.1	0.5	57	-	0.09	0.001	-
北川	71,000	30	6.8	7.5	1.7	3.7	6,750	0.5	1.50	0.060	0.11
中川	25,000	30	7.1	9.7	0.4	1.3	450	-	0.28	0.017	0.01
矢ノ川	74,500	30	7.2	9.9	0.0	0.8	130	-	0.09	0.000	-
沓川	7,600	30	7.0	9.2	0.6	0.6	130	-	0.10	0.000	-
八十川	32,000	30	7.0	9.1	0.0	0.4	140	-	0.09	0.000	-
古川	52,000	30	7.0	9.5	0.1	0.3	90	-	0.13	0.000	-

本市の河川の汚濁状況をBOD値を指標にみると、市街地を流れる中川と北川を除いて、BOD値は0.8mg/l以下と環境基準AA類型に該当する水質を維持しています。流域人口が最も多い北川はBOD値が3.7mg/lと依然として市内河川では最も汚濁が著しい河川になっています。

表-3.1.2.5 大腸菌群数の経年変化

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
又口川	7	41	97	42	50	17	31	170	79	57
北川	88,000	11,000	7,900	13,000	3,300	1,400	2,000	17,000	6,000	6,750
中川	2,000	3,880	4,300	4,600	1,900	1,200	950	610	420	450
矢ノ川	120	98	125	170	38	35	76	320	78	130

イ. 下水路

生活排水等の汚れの状況を最も身近に反映する下水路の水質について、市内４ヶ所で調査を行っています。平成 29 年度は、表-3.1.2.6 に示すように、中川下水路の BOD 値が 30mg/l と高い値を示し、依然として汚濁の著しい下水路となっています。

表-3.1.2.6 下水路水質調査結果

項目 測点	流量 m3/日	透視度 cm	PH	DO mg/l	SS mg/l	BOD mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml	油分 mg/l	TN mg/l	TP mg/l	界面活性剤 mg/l
中村山下水路	-	28	7.1	6.2	6.7	9	4,500	0.9	4.2	0.43	0.18
林町下水路	660	30	7.1	5.9	4.2	13	15,500	0.3	4.6	0.45	0.12
中川下水路	980	28	6.8	3.6	10.0	30	9,250	1.7	5.4	1.2	0.19
矢ノ浜下水路	51,000	30	6.9	7.6	3.5	2.2	3,750	0.0	0.8	0.04	0.06

中村山下水路におけるBOD欄の数値はCODである。

表-3.1.2.7 大腸菌群数の経年変化

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
中村山下水路	140,000	7,000	5,400	15,000	4,300	13,000	11,000	94,000	6,300	4,500
林町下水路	1,100,000	250,000	140,000	130,000	84,000	19,000	22,000	54,000	48,000	15,500
中川下水路	1,100,000	350,000	810,000	210,000	56,000	19,000	16,000	460,000	16,000	9,250
矢ノ浜下水路	12,000	7,000	15,000	2,900	4,300	440	1,700	28,000	6,800	3,750

ウ. 海域

本市の沿岸部は熊野灘に面し、尾鷲湾、賀田湾の２海湾と九木・早田港からなっており、いずれも閉鎖的な水質環境となっています。

海域水質調査は尾鷲湾で５測点、賀田湾５測点、九木・早田港４測点の計 14 測点で行っています。

尾鷲湾の５測点のうち３測点が環境基準Ａ類型に指定されています。平成 29 年度の調査結果では、尾鷲湾の指定水域３測点共に環境基準不適合となっています。



須賀利港

賀田湾、九木・早田港は環境基準の類型指定がされていませんが、環境基準A類型（COD 2.0 mg/l 以下）程度の良好な水質を維持しています。

表-3.1.2.8 海域水質調査結果

項 目 測 点	類型指定	適合状況	透明度 m	PH	DO mg/l	COD mg/l	COD75% mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml	TN mg/l	TP mg/l	界面活性剤 mg/l
St.1 尾鷲港内			4.3	8.0	7.0	1.7	1.9	290	0.28	0.041	0.02
St.2 シーバース先端	A	不適合	7.2	8.1	7.3	1.4	1.5	36	0.23	0.018	0.01
St.3 尾鷲湾中央	A	不適合	7.2	8.1	6.8	1.4	1.5	61	0.17	0.028	0.00
St.4 須賀利港内	A	不適合	10	8.1	7.2	1.2	1.3	21	0.34	0.016	0.01
St.5 尾鷲湾口			13	8.1	7.2	1.1	1.1	7	0.18	0.010	
St.7 九木港内			11	8.1	6.2	1.0		15	0.12	0.004	0.03
St.8 九木港口			16	8.1	6.4	0.9		8	0.09	0.003	
St.9 早田港内			11	8.1	6.4	1.4		8	0.17	0.008	0.02
St.10 早田港口			14	8.1	6.3	0.9		7	0.12	0.005	0.02
St.11 三木浦港内			11	8.1	6.5	1.0		66	0.16	0.012	0.05
St.12 三木里港口			9.0	8.1	7.2	1.1		12	0.11	0.006	0.02
St.13 古江港内			10	8.1	7.2	1.1		15	0.09	0.009	0.02
St.14 梶賀港口			13	8.1	6.9	1.0		12	0.10	0.006	0.01
St.15 賀田湾口			13	8.1	6.9	1.0		7	0.08	0.004	

早田港



九木港

3 騒音・振動

騒音や振動に対する評価は、健康状態・心理状態・人の感覚によるところが大きく、感じ方はさまざまで、同じ音でも全く気にならないと感じる人もいれば不快や苦痛を感じる人もいます。このように音に対する主観的な反応を基準として考えて行くことが困難であるため、騒音規制法では音の大きさに着目して規制されています。

一般に騒音公害は工場騒音と近隣騒音に大別されますが、その影響は音質、作業内容、生活環境、心理状態などによって大きく異なります。

本市には、火力発電所等の大規模工場、事業場をはじめ、さまざまな業種の工場、事業場が立地していますが、近年では大規模工場、事業場に起因する苦情件数は減少しております。



表-3.1.3.1 騒音の大きさの例

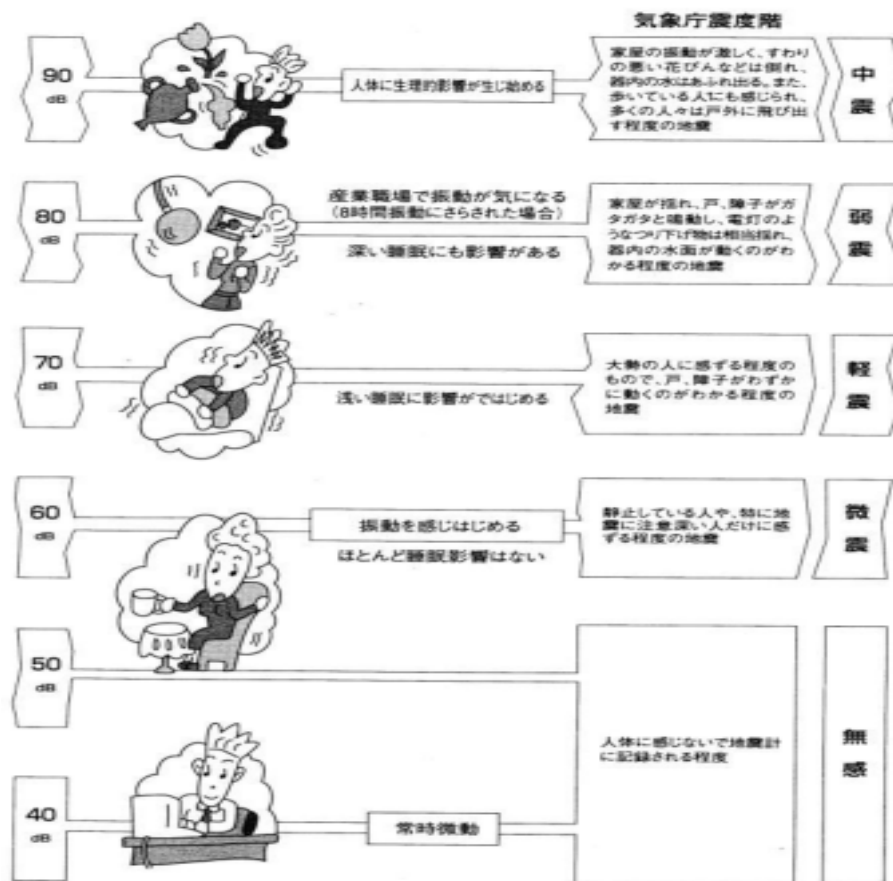


表-3.1.3.2

振動による影響

(1) 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、以下に示す環境基準が定められています。

本市においても騒音規制法に基づく規制地域に準じ平成11年4月、A及びC地域が図-3.1.3.1のとおり定められています。

a) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	時 間 の 区 分		地域の類型の該当地域
	昼 間	夜 間	
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地 商業地 準工業地域 工業地域

ｂ）騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	昼 間	夜 間	地域の類型の該当地域
	午前 6 時～ 午後 1 0 時	午後 1 0 時～ 午前 6 時	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下	近隣商業地 商業地 準工業地域 工業地域

注）この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下
備考 個別の住居地において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認めるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては4 5 デシベル以下、夜間にあっては4 0 デシベル以下）によることができる。	

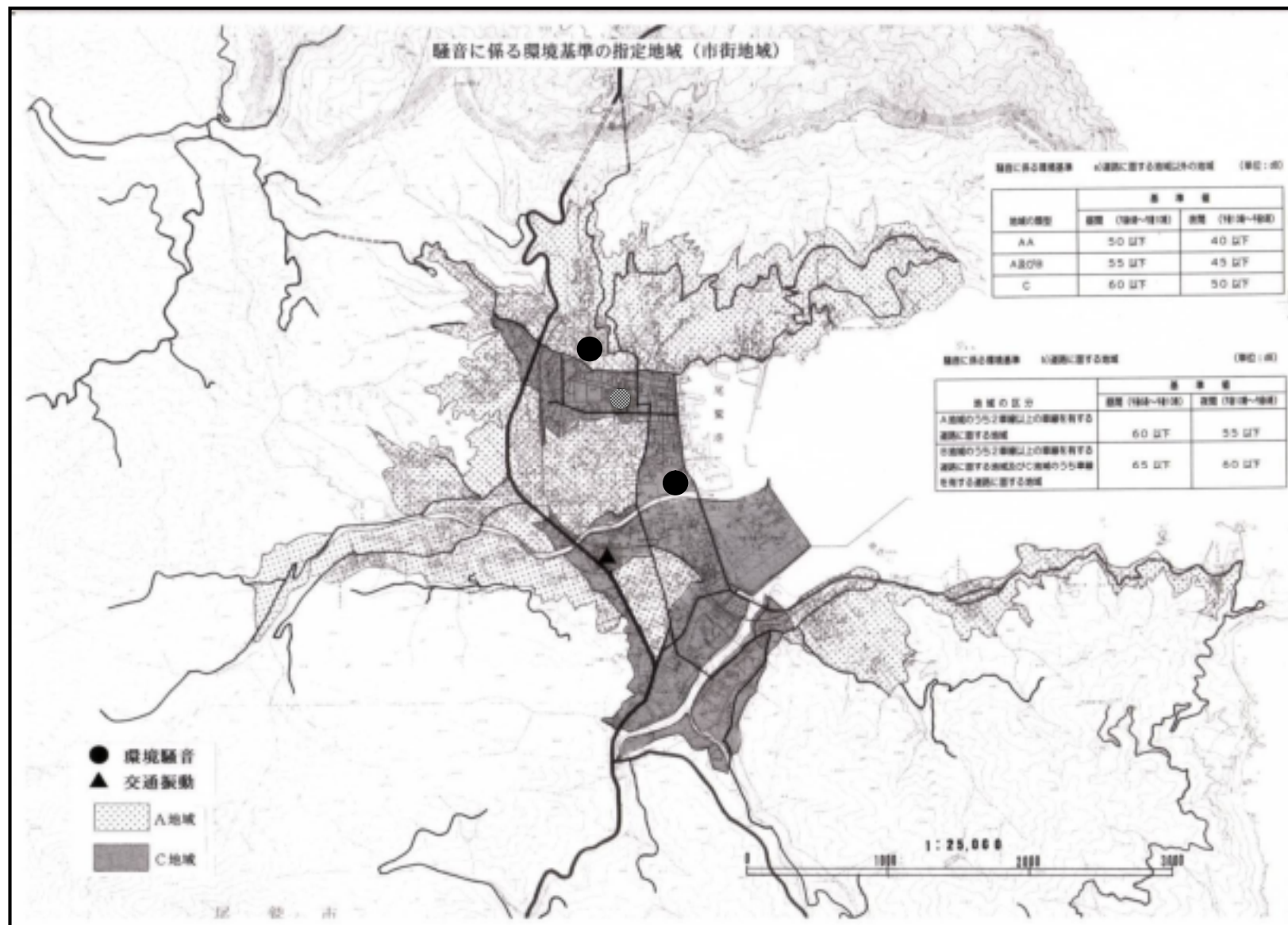


図-3.1.3.1 騒音に係る環境基準の指定地域及び測定地点

(2) 騒音・振動測定結果

ア. 環境騒音

環境騒音実態調査は昭和 49 年以降毎年実施しており、平成 29 年度においても環境基準の適合状況の把握を目的に、尾鷲地区 2 地点で行っています。

調査は、図-3.1.3.1 に示すように指定地域別に A 地域で 1 地点、C 地域で 1 地点の調査地点を定め、24 時間の測定を行いました。各調査地点の状況は次に示すとおりで、宮之上小学校下では、昼間・夜間とも環境基準を超過しております。



表-3.1.3.3 環境騒音測定結果

環境基準類型	測 定 地 点	等価騒音レベル(dB)		時間率騒音レベル(dB)		環境基準	
		Laeq		LA50		昼 間 (dB)	夜 間 (dB)
		昼	夜	昼	夜		
A	宮之上小学校下	× 57	× 46	41	35	55以下	45以下
C	市民文化会館前	○ 50	○ 43	46	39	60以下	50以下

※ 昼間6:00～22:00 夜間22:00～6:00

イ. 交通振動

交通振動実態調査は、昭和 49 年以降毎年実施しています。調査は、図-3.1.3.1 に示すように、2 車線以上若しくは幅員 5.5m 以上の路線を対象として、国道 42 号沿いの 1 地点で昼間、夜間の各時間帯に測定を行っています。この測定地点で調査を始めた平成 13 年度より今回の平成 29 年度までの調査結果では、昼間と夜間においてすべて環境基準に適合しています。

表-3.1.3.4 交通振動調査結果

測定地点：三重日産㈱前

区域の区分	環境基準類型	車線数	測 定 地 点	振動レベル(dB)		道路交通振動の限度(dB)	
				昼	夜	昼 間	夜 間
第2種区域	C	4	三重日産㈱前	○ 35	○ 31	70	65

※ 昼間8:00～19:00 夜間19:00～8:00

(3) 規制地域と規制基準

特定工場などにおいて発生する騒音の規制地域については、騒音規制法第3条の規定により、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を規制地域として指定しなければならないとされています。

本市においても、昭和49年4月県告示により、図-3.1.3.2のとおり規制地域が定められています。

騒音規制法に基づく特定施設を有する工場・事業場は、規制地域内では表-3.1.3.6に示す規制基準の適用を受けることになります。

更に、三重県生活環境の保全に関する条例では、指定施設を有する工場・事業場は表-3.1.3.7及び表-3.1.3.8に示す規制基準の適用を受けます。

また、同条例では、飲食店等営業に伴う騒音の規制基準を表-3.1.3.9のとおり定め、更に音響機器については、外部に音が漏れない営業所以外は午後10時から翌日の午前6時まで使用を制限しています。 (昭和52年6月、一部地域変更)

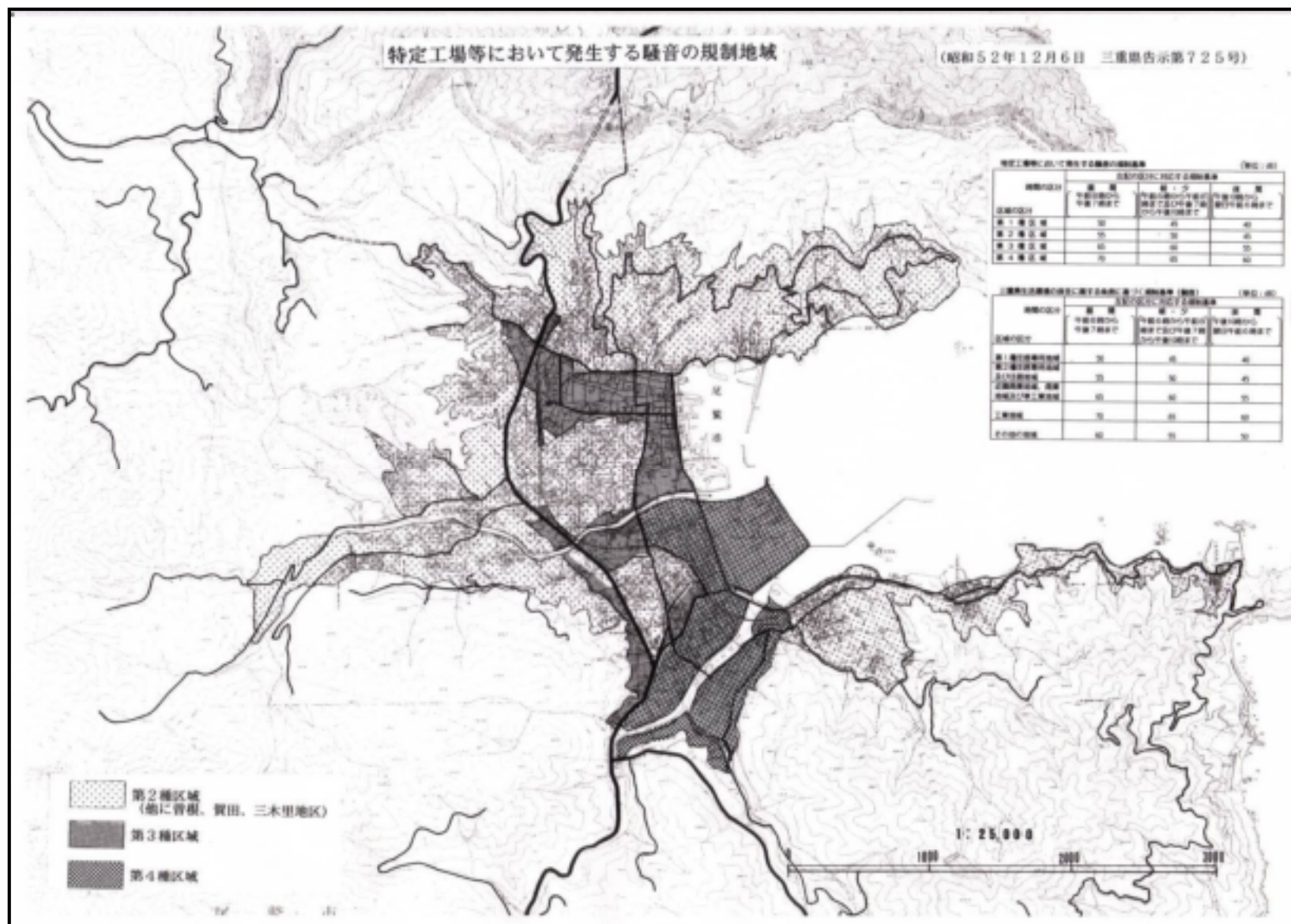


図-3.1.3.2 特定工場等において発生する騒音の規制地域

表-3.1.3.5 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼 間 〔午前 8 時から 午後 7 時まで〕	朝 ・ 夕 〔午前 6 時から午前 8 時 まで及び午後 7 時から 午後 10 時まで〕	夜 間 〔午後 10 時から 翌日午前 6 時まで〕
第 1 種 区 域	5 0	4 5	4 0
第 2 種 区 域	5 5	5 0	4 5
第 3 種 区 域	6 5	6 0	5 5
第 4 種 区 域	7 0	6 5	6 0

表-3.1.3.6 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（騒音）

時間の区分 区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼 間 〔午前 8 時から 午後 7 時まで〕	朝 ・ 夕 〔午前 6 時から午前 8 時 まで及び午後 7 時 から午後 10 時まで〕	夜 間 〔午後 10 時から 翌日午前 6 時まで〕
第 1 種住居専用地域	5 0	4 5	4 0
第 2 種住居専用地域 及び住居地域	5 5	5 0	4 5
近隣商業地域、商業 地域及び準工業地域	6 5	6 0	5 5
工業地域	7 0	6 5	6 0
その他の地域	6 0	5 5	5 0

表-3.1.3.7 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（振動）

時間の区分 区域の区分		左記の区分に対応する規制基準	
		昼間（午前 8 時から 午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から 翌日午前 8 時まで）
1	第一種住居専用地域・第二種住居 専用地域及び住居地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
2	近隣商業地域・準工業地域・工業 地域及びその他の地域(工業専用地 域を除く)	6 5 デシベル	6 0 デシベル

* 用途地域 ー 未 指 定

表-3.1.3.8 飲食店営業に伴う騒音の規制基準

22:00～翌 6:00（単位：dB）

区域の区分	規制基準
第 1 種住居専用地域	4 0
第 2 種住居専用地域及び住居地域	4 5
近隣商業地域・商業地域及び準工業地域	5 5
工業地域	6 0
その他の地域	5 0

（４）【特定】建設作業

【特定】建設作業を伴う建設工事を実施しようとする場合は、騒音・振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、【特定】建設作業を開始する日の 7 日前までに届出が必要となります。騒音・振動の大きさや作業禁止日などのほか、指定地域別に作業禁止時間、連続作業日数などがそれぞれ定められています。

【特定】建設作業の種類は次のとおりです。

騒音	振動
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	1. くい打機（もんけん及び圧入式を除く）、くい抜機（油圧式を除く）、又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業
2. びょう打機を使用する作業	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）	3. 舗装版砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該 2 作業に係る地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）

5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る）、又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）	
6. バックホウを使用する作業（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る）	摘 要 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。 【関連告示】 ・ 環 境 庁 告 示 第 54 号 （平成 9 年 9 月 22 日） ・ 建 設 省 告 示 第 1536 号 （平成 9 年 7 月 31 日） ・ 建 設 省 告 示 第 1702 号 （平成 9 年 9 月 22 日）
7. トラクターショベルを使用する作業（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る）	
8. ブルドーザーを使用する作業（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る）	

4 悪臭

悪臭とは、腐った魚のにおいなどのように、人に不快感や嫌悪感を与える感覚的な公害の代表的なものです。私たちは、さまざまなにおいの中で日常生活を送っています。くだものの良いにおいによって食欲が増進され、腐ったようなにおいで食べ物が腐敗したことを知ります。このようなにおいのもとになる物質には数十万もの種類があるといわれているほどです。感覚的な公害である悪臭は、人体への影響や心理的影響については人により異なることや、住民の悪臭に対する評価が生活様式、健康状態などにより異なること、更に、発生源が多種多様であることなどから、防止策が困難となっています。

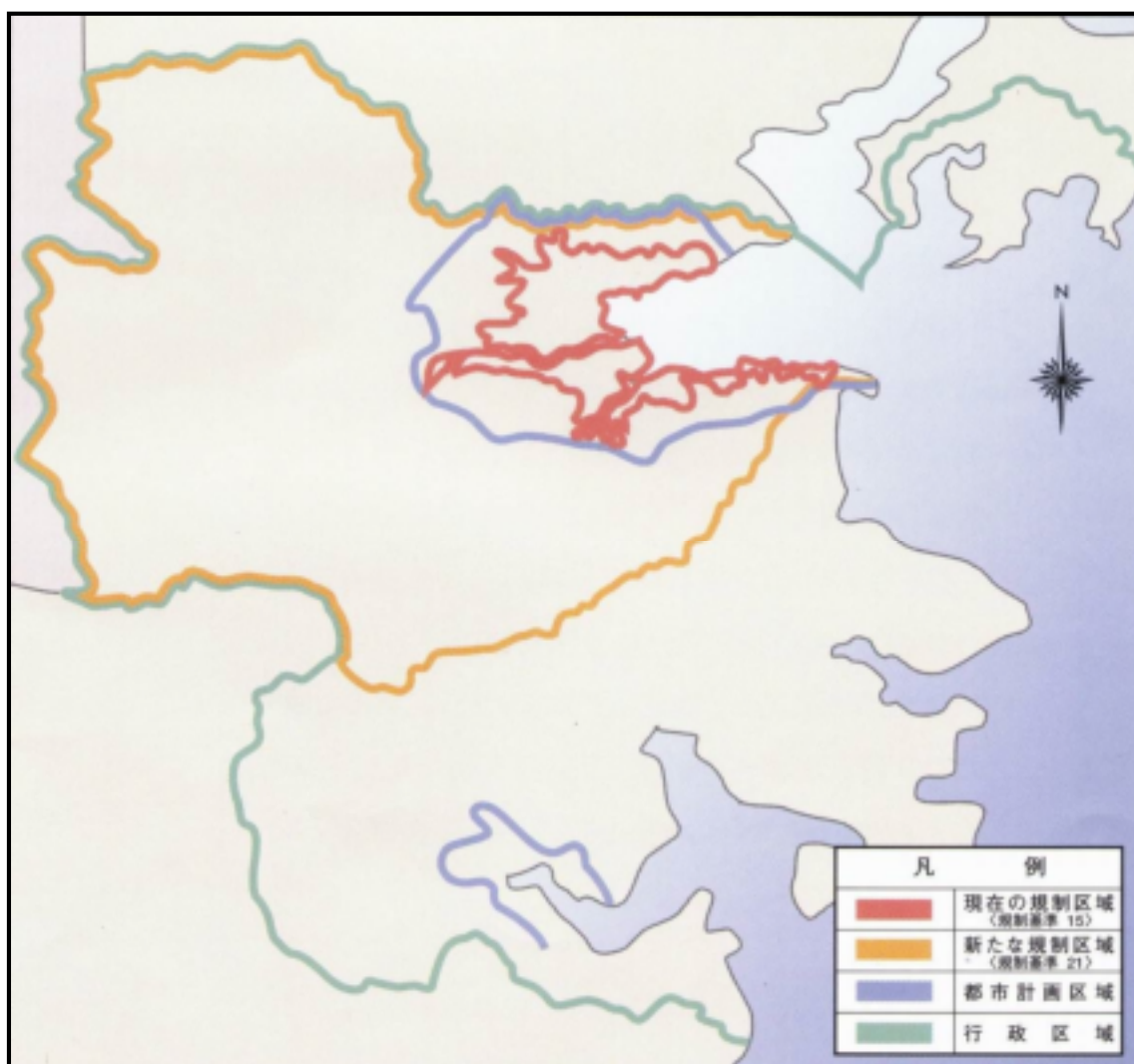
悪臭防止法では、規制地域内にあるすべての工場・事業場を対象として、アンモニア、硫化水素など 22 物質を特定悪臭物質として敷地境界で規制しています。

本市では、平成 10 年 8 月から規制地域を拡大し、人の嗅覚を利用した嗅覚測定法による臭気指数で規制しています。

表-3.1.4.1 臭気指数規制による規制基準

事業場の敷地境界線の地表における規制基準			事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準		
	1 種区域	2 種区域		1 種区域	2 種区域
臭気指数	15	21	臭気指数	31	37

図-3.1.4.1 臭気指数による規制地域



5 公害苦情

公害苦情は、工場・事業場や建設作業などの事業活動に伴って発生する産業型の公害と、生活排水等による水質汚濁、交通公害、ごみ問題などの都市生活型の公害に分けられます。

苦情の申立ては、感覚的・心理的なものや人の健康、財産への影響などさまざまですが、いずれも地域住民の生活に密接した問題です。

このため公害苦情の適切な処理は、住民の生活環境保全のためにも、また公害紛争の未然防止のためにも極めて重要なことです。

表-3.1.5.1 公害苦情の推移

(単位：件)

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	不法投棄	その他	計
20	6	3	2	1	11	3	7	33
21	5	—	5	—	12	1	5	28
22	4	1	2	—	9	4	1	21
23	1	—	—	—	8	1	—	10
24	—	—	2	—	4	2	—	8
25	3	1	—	—	11	1	1	17
26	2	1	1	—	16	—	—	20
27	1	—	1	—	7	—	—	9
28	—	1	1	—	8	1	2	13
29	—	—	3	—	12	1	—	16



ごみの不法投棄

第 2 節 公害防止対策の推進

1 公害防止協定

公害防止協定とは、市が市内に立地しようとする企業、事業場と公害防止を目的として結んだ取り決めです。

本市においては、公害防止のために特に必要があると認める特定の工場、事業場との間に公害防止協定を結んでいます。



火力発電所

2 大気汚染に係る緊急時の措置

大気汚染防止法第 23 条の規定に基づき、三重県で定められた大気汚染緊急時対策実施要綱の他に、本市では、大気汚染による住民の健康又は環境に係る被害を未然に防止するため、「尾鷲市大気汚染監視要綱」を設け、緊急時の事態と措置を定めています。

表-3.2.2.1 緊急時の事態

措置区分 対象物質	予 備 警 報	警 報
硫黄酸化物	測定局において1時間値 0.05ppm 以上の状態になった とき	測定局において1時間値 0.08ppm 以上の状態になった とき
二酸化窒素	測定局において1時間値 0.15ppm 以上の状態になった とき	測定局において1時間値 0.25ppm 以上の状態になった とき

表-3.2.2.2 緊急時の措置

措置区分 対象物質	予 備 警 報	警 報
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量の削減 体制をとること	硫黄酸化物の排出量を通常 時の20%削減すること
二酸化窒素	燃料使用量の削減等の体制 をとること	燃料使用量を通常時の20% 削減又はこれと同等の措置を 講ずること

3 特定施設

表-3.2.3.1に示す施設を設置しようとするときは、施設の大きさなどにより、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音・振動規制法などの関係法令に基づく届出が必要です。

その場合は、紀北地域活性化局環境室又は尾鷲市環境課までお問い合わせ下さい。



表-3.2.3.1 関係法令に基づく届出が必要な施設

分類	大気汚染防止法関係	水質汚濁防止法関係	騒音・振動規制法関係
該当施設	[ばい煙発生施設] ・ ボイラー ・ 加熱炉 ・ 溶鉱炉 ・ 乾燥炉 ・ 廃棄物焼却炉 など [粉じん発生施設] ・ コークス炉 ・ 土石の堆積場 ・ ベルトコンベアー ・ 破砕機、摩砕機 ・ ふるい など	・ 畜産業 (豚房施設、牛房施設など) ・ 水産食料品製造業 (原料処理、洗浄、湯煮施設など) ・ その他食品製造業 (原料処理、洗浄、湯煮施設など) ・ 飼料、肥料製造業 (原料処理、洗浄、圧搾施設など) ・ 製材 ・ 石油化学精製業 ・ 旅館、民宿 (厨房、洗浄、入浴施設) ・ レストラン、料理店 (厨房など) ・ 写真の現像所 ・ クリーニング業 ・ ガソリンスタンド (洗車施設など) ・ 印刷業 など	・ 金属加工業 ・ 破砕機、摩砕機 ・ 空気圧縮機、送風機 ・ 印刷機 ・ 木材加工機 ・ 建設用資材製造機械 など （建設作業に伴う届出は、別に定めています）
備考	以上の施設を設置しようとするとき	以上の業の用に供する施設を設置しようとするとき	以上に該当する施設を設置しようとするとき

第Ⅳ章 環境保全に係る啓発など

第 1 節 環境月間記念行事

尾鷲グリーンクラブ・関係自治会の皆さんが中心となり、平成 29 年度は 6 月 17 日、11 月 12 日に紀望通り・銀杏通りのフラワーボックスの花苗の植え替えを実施しました。

また、北川浄化運動の一環として、周辺自治会の皆さんとともに北川右岸のプランターの花苗の植え替えも行いました。



第 2 節 水生生物調査

水生生物の調査は、川に生息する水生昆虫等「肉眼でみることの出来る大きさ」のさまざまな生物（指標生物）を調査し、その結果から川の水の状態を知ろうとするものです。

調査は、昭和 62 年度以降、市街地を流れる中川において尾鷲中学校情報生活部の生徒を中心に毎年夏期に行っています。

なお、平成 29 年度の参加者は 14 名でした。

年度	参加人員	水	質 階 級
19	13	I	(きれいな水)
20	12	I	(きれいな水)
21	12	I	(きれいな水)
22	13	I	(きれいな水)
23	10	I	(きれいな水)
24	11	I	(きれいな水)
25	13	I	(きれいな水)
26	17	I	(きれいな水)
27	18	I	(きれいな水)
28	15	I	(きれいな水)
29	14	I	(きれいな水)



表-4.2.1.1 水生生物調査の結果

調査地点名		放水口 上流	鮎止の滝 上流	汐の坂川
指標生物		中川中流	中川上流	中川支流
水質階級 I	1	アミカ類		
	2	ナミウズムシ		
	3	カワゲラ類	●	○
	4	サワガニ	●	
	5	ナガレトビケラ類	○	○
	6	ヒラタカゲロウ類	●	●
	7	ブユ類		
	8	ヘビトンボ		●
	9	ヤマトビケラ類		
	10	ヨコエビ類		
水質階級 II	11	イシマキガイ		
	12	オオシマトビケラ		
	13	カワニナ類		
	14	ゲンジボタル		
	15	コオニヤンマ		
	16	コガタシマトビケラ類		
	17	ヒラタドロムシ類		
	18	ヤマトシジミ		
水質階級 III	19	イソコツブムシ類		
	20	タニシ類		
	21	ニホンドロソコエビ		
	22	シマイシビル		
	23	ミズカマキリ		
	24	ミズムシ		○
水質階級 IV	25	アメリカザリガニ		
	26	エラミズ		●
	27	サカマキガイ		
	28	ユスリカ類		
	29	チョウバエ類		
水質階級の判定	水質階級	I II III IV	I II III IV	I II III IV
	1.○印と●印の個数	3	3	4 1 1
	2.●印の個数	2	3	2 1
	3.合計(1欄+2欄)	5	6	6 1 2
この地点の水質階級は		I	I	I

(見つかった指標生物に○印、数が多かった上位から2種類(最大3種類)に●印)

河川で水生生物を採集し指標生物の同定・分類を行い、地点ごとに、水質階級 I (きれいな水)、II (ややきれいな水)、III (きたない水)、IV (とてもきたない水) の4階級で水質の状況を判定しました。

今回の調査地点すべてにおいて、水質階級 I (きれいな水) となりました。

環境行政のあゆみ

年 月 日	事 項
昭和	
36年 4月 7日	尾鷲市議会が中部電力㈱火力発電所及び石油工場誘致を決議
5月 1日	東邦石油㈱設立
5月	電源開発調整審議会にて火力発電所建設決定
10月	火力発電所用地造成工事始まる
11月	瀬木山取土工事による発破により付近住家に多大な被害発生
39年 1月20日	火力発電所 1 号機試運転開始
3月 6日	火力発電所 2 号機試運転開始
4月11日	火力発電所から排出されたススによる被害発生
7月31日	火力発電所 1 号機営業運転開始 (375MW)
9月18日	火力発電所 2 号機営業運転開始 (375MW)
11月	東邦石油㈱尾鷲工場操業開始 (4 万バレル/日)
40年 8月 3日	「ベルゲチャールズ号」漏油事故発生
43年 2月13日	「竜田丸」漏油事故発生
43年 2月	中部電力が火力発電所の増設計画を発表
5月	石油工場第 3 期工事完了 (65,000kℓタンク 2 基)
8月	中電火力は三号機増設計画に対する公害対策計画を提示する
10月	火力発電所のスス公害に補償
44年 2月 5日	火力発電所 3・4 号機年内着工を発表
10月23日	機構改革により「公害課」発足
12月	第51回電源開発調整審議会にて火力発電所 3・4 号機増設計画承認 なる
12月13日	火力発電所 1 号機集じん機完成
45年 4月12日	火力発電所 2 号機集じん機完成
5月 6日	二酸化硫黄 (SO ₂) 監視装置(テレメータシステム化)完成
10月	火力発電所 3・4 号機増設の反対運動激化 (46年 2 月まで)
46年 3月10日	市長が火力発電所 3・4 号機増設の見送りを表明
9月	金属腐食調査開始 (8ヶ所)
47年 1月 1日	機構改革により「公害課」から「環境保全課」に改称
1月10日	火力発電所 1 号機集じん機増設
5月20日	火力発電所 2 号機集じん機増設

年 月 日	事 項
47年 7月 1日	騒音規制区域の指定を受ける
7月22日	シーバース協定締結（三重県・尾鷲市・東邦石油）
11月17日	中部電力よりトタン・トイなどの金属腐食に対する見舞金配布
48年 1月 1日	機構改革により「環境保全課」から「公害対策課」に改称
1月19日	尾鷲湾で内航タンカー「第二英幸丸」爆発事故発生（死傷者3名）
1月	石油工場シーバース完成
3月 1日	悪臭規制地域の指定を受ける（矢浜・向井地域の一部）
3月27日	「第七光安丸」漏油事故発生
6月 5日	第1回環境週間（6月11日迄）
8月	悪臭規制地域の見直し
49年 5月 1日	騒音規制地域の見直し
12月10日	火力発電所1号機二段燃焼法と排ガス再循環法採用（窒素酸化物対策）
12月	石油工場増設計画（6万バレル/日）提出
50年 3月20日	火力発電所2号機二段燃焼法と排ガス再循環法採用（窒素酸化物対策）
4月 1日	尾鷲湾（Aの「ロ」）及び矢ノ川（AAの「イ」）が環境基準の類型指定を受ける
7月19日	矢浜公害対策協議会が石油工場のトッパー増設による移転計画に対し反対決議
9月25日	23万トン級タンカー（ワールド・アドミラル号）入港
12月19日	吉野熊野国立公園に尾鷲～熊野海岸線編入される
51年 4月 8日	火力発電所1号機排脱運転開始（官庁検査） 市が中部電力に対し排脱運転停止を申入れ
4月17日	火力発電所1号機排脱運転再開
6月 4日	火力発電所に係る公害防止協定調印（三重県・市・中部電力）
6月25日	火力発電所2号機排脱運転開始
7月15日	低周波空気振動調査開始（向井地区）
8月16日	石油工場の栈橋脱臭装置完成
12月	防災しゃ断道路建設工事着工
12月25日	テレメータ増強工事完成（従来のSO ₂ に加えてNO _x 及び煙源監視体制）

年 月 日	事 項
52年 4月 6日	石油工場に係る公害防止協定、災害防止協定、地域協力協定調印 (市・東邦石油 立会い：三重県)
4月	悪臭モニター(11名)による監視体制確立
6～7月	低周波空気振動モニター(20名)による監視体制確立
8月 3日	三重県公害対策協議会(三公協)尾鷲支部設立
12月 6日	火力発電所に係る公害防止協定改定調印
53年 1月 1日	振動規制地域の指定を受ける
5月18日	市議会総合開発特別委員会で火力発電所増設問題について審議される
6月 5日	向井環境整備促進委員会発足
6月12日	石油工場タンク移転について確認書調印(向井公対協・東邦石油 立会い：市長)
54年 1月 1日	県が三木里海岸地先にハマチ養殖漁場を許可する
2月21日	尾鷲市環境問題協議会発足(委員36名)
6月22日	環境現状調査費が市議会で可決
6月13日	尾鷲市水産公社化製場操業開始
7月30日	三木里海岸地先のハマチ養殖に反対する三木里住民 400人が市内デモ行進
9月 6日	市ゴミ焼却場と化製場操業に伴う銚子川の環境保全のための協定を締結(市、銚子川漁協)
9月11日	環境現状調査の委託契約(契約期間：54. 9. 1～55. 11. 30、現地調査54. 9～55. 10、完了報告56. 7. 28)
10月	環境庁(三重大委託)のアンケートによる健康調査(対象市内小中学校児童4,500人)
11月27日	環境庁(三重大委託)の健康調査で呼吸機能調査など健康診断(対象500人)
55年 4月 1日	尾鷲市環境監視センター完成
4月17日	石油工場新ヤードナフサタンク建設工事起工
5月21日	環境監視センター竣工式(鉄筋コンクリート2階建延べ614m ² 工費445百万円)
10月 5日	三重大医学部の健康調査結果判明「非汚染地域と変りない」
11月12日	環境庁の大気健康調査呼吸器機能検査

年 月 日	事 項
55年 11月28日	防災遮断道路完成（延長572m、工費780百万円）
56年 2月 9日	低周波空気振動による異常振動尾鷲湾岸一帯に発生
3月31日	環境現状調査結果について三重県環境保全事業団が市議会全員協議会に報告
4月21日	異常振動再発生（原因究明の結果、発生源はタンカーと判明）
4月30日	尾鷲市環境問題協議会に対し環境現状調査の質疑検討会が開催される
6月10日	中部電力が火力発電所3・4号機の増設について正式に申入
9月15日	火力発電所構内においてC重油 400㍑漏油事故発生
10月13日	中部電力から火力発電所3・4号機増設の施設計画と環境アセスメントの通知書提出
12月 9日	「尾鷲地域降雨汚れ問題検討委員会」発足（契約期間：56.12.9～57.3.31、現地調査57.4.20～6.21・57.9.1～10.20）
57年 1月26日	外航タンカー「グロビックブリティン号(86,648t)」による異常振動が尾鷲湾岸一帯に発生
3月	第4期建設工事完工（点検用予備タンク65,000kℓ1基、ナフサタンク移転 10,000kℓ2基(HN)、50,000kℓ2基(LN)）
3月20日	市議会において「火力発電所増設を積極的に検討する」ことが決議される
3月23日	市内各業界による「火力発電所3・4号機増設を進める会」が結成される
4月 1日	海岸防災道路（市道茶地岡向井線）開通（延長1,860m、幅員12～16m）
4月 1日	三重県公害防止条例改正によりカラオケ騒音が規制対象となる
4月 2日	向井公対協総会で石油工場ナフサタンク使用について同意
4月 2日	環境庁が実施した健康調査結果について三重大学医学部吉田克己教授から市議会に対し報告
6月17日	中部電力から火力発電所増設計画の変更（3号機のみに縮小）について申入れ
7月16日	尾鷲漁協総代会で火力発電所3号機増設反対を決議
7月27日	「尾鷲市火力発電所増設問題協議会」発足（委員71名）
8月20日	石油工場で漏油事故発生（重油 3,400㍑）するが被害なし

年 月 日	事 項
57年 9月20日	防災しゃ断道路供用開始
11月12日	尾鷲柑橘の実態を把握し振興対策を検討する「尾鷲柑橘調査研究会」が発足
12月14日	中部電力が市議会全員協議会で火力発電所3号機増設計画について説明
12月17日	尾鷲材の現況把握と優良材生産研究のための「尾鷲材調査研究会」が発足（委員12名）
58年 3月23日	降雨汚れについて三重大学吉田教授が市議会全員協議会で報告
6月14日	中部電力が県と市に対し「環境影響評価の実施に関する通知書」を提出
7月 4日	尾鷲漁協が市長、議長宛に文書で「アセスメント拒否」の正式回答書を提出
8月31日	「アセスメント提出方の要請について」の署名簿提出（署名者19,715人）
9月 1日	行野にハマチ死魚処理場完成(処理能力1t/日)
10月 1日	石油工場常圧蒸留設備公称能力4万バレル/日から3.5万バレル/日に変更
59年 1月	モンゴイカ内臓物処理場計画について坂場地区などから反対の住民運動起こる
2月10日	尾鷲漁協通常総会開催「アセスメント検討について」可決
2月16日	中部電力から「環境影響評価準備書(アセスメント準備書)」提出
2月17日	アセスメント準備書周知公開（市内6ヶ所、縦覧者98人）
2月25日	アセスメント説明会開催（中央公民館講堂、参加者556人）
5月 8日	中部電力から「環境影響評価書」提出（5月14日まで縦覧17人）
5月24日	三重県がモンゴイカ内臓物処理場に操業を許可
6月 8日	市議会全協で火力発電所3号機増設を議決 尾鷲湾内3漁協（尾鷲、大曾根、行野）増設に同意
6月 9日	市が火力発電所3号機増設に関する同意書提出
27, 28日	尾鷲湾内3漁協同意書提出
6～7月	尾鷲湾に赤潮が発生しハマチなど養殖魚約45万匹死滅、5億円の被害
7月 5日	第95回電源開発調整審議会が火力発電所3号機増設について承認

月 日	事 項
60年	1月26日 火力発電所増設工事に係る覚書発効
	1月26日 通産省が火力発電所3号機増設を許可
	1月27日 火力発電所3号機増設工事着工
	7月 1日 化製場の経営を尾鷲海産商組合に移管
	7月 6日 火力発電所に係る公害防止協定改定（案）について市議会全員協議会で説明、了承を得る
	7月31日 火力発電所に係る公害防止協定改定調印（三重県・尾鷲市・中部電力）
	12月14日 火力発電所低硫黄重油タンク送油管破損により約 1,000ℓの重油漏油事故発生
61年	4月14日 矢浜都市近隣公園竣工式挙行（面積約6,000㎡事業費580,000千円）
	7月 火力発電所3号機運転前環境調査開始
	7月10日 電源交付金事業による野球場建設起工式挙行（面積約21,000㎡事業費290,000千円）電源交付金事業による火葬場建設起工式挙行
	9月 2日 火力発電所新集合煙突（230m）に障害灯点灯
	10月22日 火力発電所3号機温排水設備完成、通水テスト開始
	11月11日 第1回地下水汚染調査（77井戸）
	12月13日 火力発電所3号機のボイラー点火（火入れ）
	12月22日 第2回地下水汚染調査（12井戸）
62年	2月23, 24日 第3回地下水汚染調査（13井戸）
	3月11日 地下水汚染に係る戸別飲用指導
	3月11日 火力発電所2号機脱硝運転開始
	4月 1日 機構改革により「公害対策課」から「環境対策課」に改称
	6月16日 火力発電所1号機脱硝運転開始
	6月19日 火力発電所3号機営業運転開始（500MW）
	火力発電所改定公害防止協定発効
	7月 火力発電所3号機運転後環境調査開始（平成3年6月までの4年間）
	7月20日 第4回地下水汚染調査（5井戸）
	8月 第1回水生生物調査（中川、矢ノ川流域）
	11月 桼落葉調査開始（平成元年11月まで）
	11月17, 18日 第5回地下水汚染調査（39井戸）
63年	3月24日 火力発電所でアンモニア漏洩事故発生
	7月17日 第6回地下水汚染調査（27井戸）

年 月 日	事 項
63年 8月 2日	第2回水生生物調査（中川）
9月～	尾鷲湾で水力発電所放水に伴う濁水問題発生
11月 17, 18日	第7回地下水汚染調査（29井戸）
11月18日	「尾鷲湾濁水対策連絡協議会規約」施行
平成	
元年 2月 8日	第8回地下水汚染調査（40井戸）
4月	分別収集開始（4分類：可燃ごみ・ビン・カン・粗大ごみ）
6月 6日	尾鷲湾濁水問題に関し治山事業推進要望書を上北山村に提出
7月～	尾鷲湾で水力発電所放水に伴う濁水問題発生
8月 9日	第3回水生生物調査（中川）
10月 5日	火力発電所2号機空気予熱器故障停止
10月17日	尾鷲湾濁水対策連絡協議会視察（十津川村風屋ダム）
2年 3月12日	第9回地下水汚染調査（23井戸）
6月 1日	「小規模事業場の排水処理対策指導要領」施行
7月30日	中川エコフェアー'90
8月 6日	第4回水生生物調査（中川）
9月	地下水汚染に係る戸別飲用指導
9月～	尾鷲湾で水力発電所放水に伴う濁水問題発生
9月27日	尾鷲市生活排水処理計画調査報告書を公表（環境対策特別委員会へ報告）
11月3, 4日	健康展（記念セミナー：三重大学伊藤信孝教授、環境コーナー等）
3年 2月13日	第10回地下水汚染調査（30井戸）
6月1日～30日	環境月間（黒潮道路及び北川清掃、記念植樹、アマゴ放流等）
6月～4年2月	尾鷲保健所、尾鷲市、海山町、紀伊長島町による紀北環境カレッジ開講（水生生物調査、バードウォッチング、スターウォッチング等計7回実施）
7～11月	地下水汚染に係る戸別飲用指導
7月22日	第5回水生生物調査（中川）
8月 4日	八十川エコフェアー'91
11月3, 4日	健康展（記念セミナー・公開実習：三重大学木村光雄教授、環境コーナー等）
4年 2月12日	第11回地下水汚染調査（28井戸）

年 月 日	事 項
4 年 4 月 1 日	「尾鷲市環境調査検討委員会設置運営要綱」施行 尾鷲市環境調査検討委員会委員委嘱
4 月 1 日	合併処理浄化槽設置整備事業補助制度発足
5 月 7 日	尾鷲市環境調査検討委員会設置運営について市議会全員協議会へ報告 尾鷲市環境調査検討委員会運営会議 第 1 回尾鷲市環境調査検討委員会
6 月 1 日～30 日	環境月間（記念セミナー・公開実習：三重大学木村光雄教授、記念植樹、アマゴ放流、ミニ環境展等）
6 月 30 日	中部電力から火力発電所 3 号機運転開始後の環境調査報告書提出
6～12 月	家庭教育関連事業（曾根・梶賀地区、賀田地区、三木里地区、九鬼・早田地区、須賀利地区）
7 月	地下水汚染に係る市広報による飲用指導
7 月 5 日	古川エコフェアー'92（家庭教育関連事業共催）
7 月 22 日	第 6 回水生生物調査（中川）
10 月 6 日	第 2 回尾鷲市環境調査検討委員会（津市）
11 月 3, 4 日	健康展（環境コーナー等）
5 年 1 月 29 日	第 3 回尾鷲市環境調査検討委員会開催
3 月 1 日	尾鷲市環境調査検討委員会委員意見書提出
3 月 5 日	第 12 回地下水汚染調査（28 井戸）
3 月 22 日	環境対策特別委員会において尾鷲市環境調査検討委員会委員意見書及び環境調査報告書を報告、今後の対応等について審議
3 月 23 日	市議会全員協議会において委員意見書及び環境調査報告書を報告、審議
4 月 1 日	「尾鷲市生活排水対策推進協議会設置運営要綱」施行 尾鷲市生活排水対策推進協議会委員委嘱
4 月 1 日	生ごみ処理容器購入費補助制度発足
6 月 1 日～30 日	環境月間（記念講演会：滋賀県生活協同組合藤井絢子理事長、国道 42 号線沿い清掃、記念植樹、アマゴ放流等）
6 月 4 日	尾鷲市生活排水対策推進協議会発足式及び第 1 回会議
8 月 19 日	第 7 回水生生物調査・尾鷲市生活排水対策推進協議会講習会（中川）
10 月 1 日	「尾鷲市生活排水対策推進協議会設置運営要綱」改訂施行

年 月 日	事 項
5 年10月23, 24日	第 1 回健康まつり（環境コーナー等）
11月 1日	尾鷲市環境モニタリング連絡会議設置運営要綱施行
12月 1日	「尾鷲市廃棄物減量等推進審議会設置運営要綱」施行
12月	新設化製場が経営体制を変更し操業開始
12月16日	尾鷲市廃棄物減量等推進審議会第 1 回会議
6 年 2月17日	第13回地下水汚染調査（26井戸）
4月 1日	「尾鷲湾調査研究会設置運営要綱」施行
4月 1日	「降雨汚れ調査研究会設置運営要綱」施行
4月 7日	第 1 回降雨汚れ調査研究会、尾鷲湾調査研究会開催
4月20日	火力発電所排煙脱硫装置の電気系統故障により硫黄酸化物排出基準超過
6月1日～30日	環境月間（黒潮道路清掃、記念植樹、アマゴ放流、フラワーボックスの花苗植替え等）
7月17日	環境フェア（講演会：リサイクル実践家松田美夜子氏、東京農工大千賀裕太郎氏、映画上映、環境展等）
7月～	化製場に係る悪臭苦情発生（以降、市街地一帯で苦情申立て多数）
8月 4日	第 8 回水生生物調査
8月8, 9日	水ウォッチングツアー（市内の 3 世代13家族が参加。尾鷲、大阪における河川水、飲用水等の違いの体験学習）
10月11日	ごみ減量化対策講習会
10月14日	三木里地区等から八十川上流土捨場設置に係る陳情書提出
10月29, 30日	第 2 回健康まつり（生活排水対策、ごみ減量化対策、エコマーク商品、パソコンによる環境ゲーム、リサイクル風船作り等）
12月16日	セルフ舎建設(株)産業廃棄物焼却施設に係る事前協議会
7 年 2月 1日	中部電力(株)尾鷲三田火力発電所に係る公害防止協定改訂調印
2月17日	第14回地下水汚染調査（23井戸）
3月30日	尾鷲市廃棄物減量等推進審議会からのごみ減量に関する提言書を受理
4月 1日	機構改革により「環境対策課」から「環境課」に改称
5月31日	降雨汚れ調査研究会開催（静岡県立大学）
6月1日～30日	環境月間（防災道路清掃・記念植樹・アマゴ放流・フラワーボックス・騒音調査）
7月25日	第 9 回水生生物調査

年 月 日	事 項
7年 10月21, 22日	第3回健康まつり（生活排水対策、ごみ減量化対策、環境実態体験親子リサイクルグッズ工作教室）
2月 7日	尾鷲湾流況調査開始
3月 8日	尾鷲湾流況調査終了
2月15日	大気常時監視システム再整備工事着工
3月 5日	尾鷲湾調査研究会漁業資源部会開催（三重大学）
8年 4月 1日	東邦石油(株)尾鷲工場に係る公害防止協定改定調印
5月25日	第10回水生生物調査
5月13日	東邦石油(株)、コージェネレーションシステム導入について説明
6月1日～30日	環境月間（花の苗等の植樹等、清掃活動、アマゴ放流など）
6月 6日	濁水対策連絡協議会
6月 7日	セルフ舎建設(株)産業廃棄物焼却施設操業開始
6月21日	採石場に係る賀田地区の環境問題に関する協議
7月16日	降雨汚れ調査研究会
8月	化製場に係る悪臭発生（以降、市街地一帯で苦情申し立て多数平成9年9月まで続く）
8月20, 21日	濁水対策に係る個別協議
9月25日	尾鷲市環境保全連絡会議設置運営要綱施行 第1回尾鷲市環境保全連絡会議
10月 1日	「尾鷲市の環境の在り方検討委員会設置運営要綱」施行
10月 2日	東邦石油(株)、コージェネレーションシステム導入に係る協議開始
10月11日	北川フラワーボックス設置
10月14日	第1回尾鷲市の環境の在り方検討委員会（環境の在り方について諮問）
10月17日	東邦石油(株)、コージェネレーションシステム導入に係る回答
10月26, 27日	第4回健康まつり（染色教室、牛乳パック工作教室、廃油石鹸作りとボカシを使った堆肥作り、リサイクルバザーなど）
11月 8日	尾鷲市濁水対策連絡会議
11月14日	商工会議所婦人部対象に環境講座開始（ごみ減量など）
11月20日	尾鷲湾調査研究会
11月22日	第2回尾鷲環境保全連絡会議
11月27日	第2回尾鷲市の環境の在り方検討委員会

年 月 日	事 項
9 年	1月20日 第3回尾鷲市環境保全連絡会議
	1月22日 第3回尾鷲市環境の在り方検討委員会
	1月31日 採石場砂泥の有効利用報告会
	2月26日 第4回尾鷲市環境の在り方検討委員会
	3月 3日 尾鷲湾調査研究会
	3月 5日 降雨汚れ調査報告書検討会
	3月21日 第4回尾鷲市環境保全連絡会議
	3月24日 第5回尾鷲市環境の在り方検討委員会(環境の在り方について答申)
	3月31日 三重県がオー・シー・エスに係る産業廃棄物等処分業許可証発行
	4月22日 オー・シー・エスに係る公害防止協定調印
	6月1日～30日 環境月間(花の苗等の植樹、清掃活動、アマゴ放流など)
	6月 9日 尾鷲市濁水等対策部会発足
	6月 9日 濁水等対策協議会(県・市・7業者)
	6月10日 オー・シー・エスに係る公害防止協定に基づく、ばい煙等の調査
	6月～10年3月 市内6カ所で生活排水対策講習会を開催
	6月28日 リサイクル講座
	6月29日 リサイクルバザー
	7月 6日 タイドプール観察会
	8月27日 第11回水生生物調査
	8月28、29日 県、市合同による採石場に係る現地指導
	9月 1日 東邦石油に係る公害防止計画書改訂
	9月16～24日 中央大学による濁水調査
	10月19日 第5回健康まつり(工作教室、廃油石鹸作りなど)
	10月24日 水産公社、水産加工センターへの業務打ち切り決定
	12月11日 水産加工センターと坂場第4自治会が化製場に関する覚書に調印
	12月25日 濁水対策連絡会議
	12月26日 水産加工センターに係る公害防止協定調印
10年	1月12日 輪内の環境を守る会より採石業に係る環境問題について陳情書提出
	2月 3日 曽根漁協より濁水対策及び賀田湾の底質調査について要望書提出
	2月 5日 濁水問題連絡会議
	3月19日 環境モニタリング事業の調査結果について環境対策特別委員会で報告

年 月 日	事 項
10年 3月	化製場に係る悪臭発生（以降、市街地一帯で苦情申し立て多く、平成10年11月まで続く）
6月1～30日	環境月間
6月14日	環境の日記念ミュージカル
7月14～20日	中央大学による濁水調査
8月 1日	悪臭防止法「臭気指数規制」実施
8月 5日	第12回水生生物調査
10月12日	悪臭防止法に基づく臭気指数測定実施（市内5ヶ所）
10月30日	環境美化統一行動の一環として市内清掃
11月 1日	リサイクルバザー
12月	中川流域で水産加工センターに係る悪臭苦情発生
11年 3月30日	水産加工センターの操業に起因する悪臭防止等の徹底指導について陳情書提出（尾鷲市自治連合会）
6月1～30日	環境月間
7月 1日	尾鷲市環境基本条例施行
8月18日	第13回水生生物調査
10月 1日	尾鷲市ポイ捨て防止条例施行
11月	尾鷲市一般廃棄物処理基本計画策定
12年 1月	透明ごみ袋制導入
4月 1日	ごみの分別収集開始
6月1～30日	環境月間
8月 4日	尾鷲市清掃工場排ガス高度処理施設整備開始
8月 9日	第14回水生生物調査
10月	尾鷲市ごみフェア開催
11月	尾鷲市一般廃棄物処理基本計画策定
13年 1月	透明袋導入（レジ袋を透明に）
4月	分別収集開始・スーパー等に回収拠点を設置
6月1～30日	環境月間
7月26日	第14回全環研東海・近畿・北陸支部酸性雨情報交換会にて、「尾鷲市における酸性雨の経過と現状について」を発表
8月 8日	第15回水生生物調査
14年 1月	尾鷲市清掃工場排ガス高度処理施設竣工
3月25日	I S O 1 4 0 0 1 認証取得

年 月 日	事 項
14年 6月1～30日	環境月間
8月20日	第16回水生生物調査
9月 5日	「北川環境整備検討委員会設置要綱」施行
15年 1月 7日	中部電力㈱公害防止計画書改訂
3月	環境基本計画策定
3月	北川水辺空間再生施設稼働
6月1～30日	環境月間
6月	EM浄化効果検討調査開始
8月 4日	第17回水生生物調査
12月	中部電力㈱公害防止計画書改訂
16年 4月30日	東邦石油㈱石油精製業廃止
6月1～30日	環境月間
7月29日	第18回水生生物調査
10月 1日	東邦石油㈱公害防止協定書・公害防止計画書改訂
12月31日	中部電力㈱尾鷲三田火力発電所2号機廃止
17年 1月	中部電力㈱公害防止計画書改訂
6月	「中川悪臭問題に係る対策検討委員会」設置
6月1～30日	環境月間
7月 7日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施（予備調査）
7月28日	第19回水生生物調査
10月24日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施（秋期調査）
11月	中部電力㈱公害防止計画書改訂
18年 2月	尾鷲名水㈱に係る環境保全協定書調印
2月	尾鷲市一般廃棄物処理基本計画策定
2月	「中川悪臭問題に係る対策協議会」設置
2月13日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施（冬期調査）
4月18日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施（春期調査）
6月1～30日	環境月間
7月12日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施（夏期調査）
7月25日	第20回水生生物調査
10月24日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施（秋期調査）
12月	尾鷲市クリーンセンター竣工
12月	尾鷲深層水しお学舎に係る環境保全協定書調印

年 月 日	事 項
19年 1月23日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施（冬期調査）
6月1～30日	環境月間
6月30日	中川周辺住民による「中川悪臭被害者の会」が発足
7月18日	「中川悪臭被害者の会」が、市議会に対し中川悪臭問題の解決に関する要望書を提出
7月25日	第21回水生生物調査
7月30日	廃棄物減量等推進審議会設立
8月29日	水産加工センターが操業の一時停止を発表
9月 1日	水産加工センターに対し、公害防止協定第12条における操業の一時停止及びクチスボダム湖浮遊堆積物の撤去について命令
9月 1日	市内の水産加工業者及び鮮魚販売業者らが「尾鷲魚あら処理組合」を設立
10月 2日	水産加工センターが三重県に施設の休止について届出
11月 5日	中川悪臭被害者の会が、市長、議長、知事に対し、中川悪臭問題の解決に関する嘆願書を提出
20年 1月18日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施
3月13日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施
3月24日	尾鷲市環境マネジメントシステムO-EMSを構築したため、ISO 14001認証を返上
6月1～30日	環境月間
8月 5日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施
8月29日	「中川悪臭問題に係る対策協議会」および「尾鷲市議会生活文教常任委員会」において、中川悪臭問題に対し「安全宣言」を表明
7月25日	第22回水生生物調査
10月11日	尾鷲市立中央公民館において「生活排水講座」を実施
21年 1月 7日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施
1月28日	賀田湾において「濁水に係る水質・底質調査」を実施
6月12日	尾鷲小学校5年生による矢ノ川での水生生物調査を実施
6月1～30日	環境月間
7月22日	尾鷲市社会福祉協議会において「地球温暖化対策」の講演を実施
7月25日	第23回水生生物調査
7月30日	賀田湾において「濁水に係る水質・底質調査」を実施
8月27日	三重大学 前田教授によるクチスボダム湖調査実施
9月 1日	市内スーパー等でのレジ袋の有料化を開始

年 月 日	事 項
22年 6月1～30日	環境月間
6月23日	尾鷲市立早田公民館において「生活排水講座」を実施
6月25日	「二級河川古川及び賀田湾に係る濁水対策に関する合意書」及び「尾鷲市賀田町地内の生活環境に関する合意書」を締結
7月22日	第24回水生生物調査
23年 3月	尾鷲市一般廃棄物処理基本計画策定
4月	資源ごみ収集業務民間委託開始
6月1～30日	環境月間
6月～	尾鷲市廃棄物減量等推進審議会
7月25日	第25回水生生物調査
9月14日	尾鷲市社会福祉協議会において「地球温暖化対策」の講演を実施
24年 3月	尾鷲市廃棄物減量等推進審議会より答申「家庭系・事業系一般ごみの有料化について」
6月1～30日	環境月間
7月24日	第26回水生生物調査
11月6日	第1回尾鷲市環境審議会
12月18日	第2回尾鷲市環境審議会
25年 2月26日	第3回尾鷲市環境審議会
3月	第2次環境基本計画策定
4月	指定ごみ袋制度による可燃ごみの有料化開始 清掃工場持ち込みごみ処理料金の改定
6月1～30日	環境月間
7月23日	第27回水生生物調査
26年 6月1～30日	環境月間
6月27日	宮之上小学校において「ごみゼロ出前授業」実施
7月25日	第28回水生生物調査
10月1日	東京都瑞穂町議会による「水産加工センター」視察
11月13～14日	自動車騒音常時監視に係る面的評価を実施
27年 4月1日	尾鷲市役所大気測定局およびテレメーターシステムを中部電力(株)から尾鷲市へ移管
6月1～30日	環境月間
7月24日	第29回水生生物調査

年 月 日	事 項
27年 12月25日	尾鷲市廃棄物減量等推進審議会より答申「指定ごみ袋の今後のあり方とごみ施策の充実について」
28年 3月	尾鷲市一般廃棄物処理基本計画策定
6月 1日	指定ごみ袋料金の改定
6月1～30日	環境月間
7月28日	第30回水生生物調査
29年 3月27日	尾鷲名水(株)の社名が(株)LDビバレッジに変更したことによる環境保全協定書および環境保全計画書の改訂
6月1～30日	環境月間
7月27日	第31回水生生物調査
30年 6月1～30日	環境月間
12月20日	尾鷲三田火力発電所の電気事業法廃止に伴う「環境保全協定書」および協定書に付随する一切の事項の解除